

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をT&Dフィナンシャル生命のホームページ上でいつでも簡単に閲覧することができます

スマートフォンでアクセス

ご契約のしおり・約款 特別勘定のしおり



インターネットでアクセス

1 T&Dフィナンシャル生命のHPにアクセスしてください。

T&Dフィナンシャル生命

URL <https://www.tdf-life.co.jp>

2 「Web約款番号・特別勘定のしおり番号」入力欄に5桁の番号を入力して **Q** をクリックしてください。

「ご契約のしおり・約款」を見る⇒【26025】
「特別勘定のしおり」を見る ⇒【01126】

Web約款番号
特別勘定のしおり番号 5桁の番号入力 **Q**

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をご希望のお客さま

お申込時に、タブレット端末または申込書にて「冊子を希望」を選択してください。

後日、お客さまへ「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をお送りします。

お申込後でも、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。

ご希望の場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターへお申出ください。

ご契約の際には「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください

■「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はご契約についての大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読ください。

くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

お申込みいただく際には、お客さまのライフプランなどのほか、公的保険制度の保障内容も踏まえてご検討ください。

■公的保険について
[金融庁ホームページ]

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



生命保険募集人について

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行なう者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

変額保険の販売資格について

■変額保険の販売資格は、(一社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し(一社)生命保険協会において変額保険販売資格が登録された生命保険募集人のみが有し、その生命保険募集人のみが変額保険の取扱を行なうことができます。生命保険募集人の権限等の確認を希望される場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターまでお問合せください。

募集代理店からのご説明事項

■法令等の規制により、お客さまのお勤め先等によっては、お申込みいただけない場合があります。
■生命保険契約はお客さまと引受保険会社との契約となり、保険契約のお引受や保険金等のお支払は引受保険会社が行ないます。
■募集代理店による元本および利回り等の保証はありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

(お問合せ、ご照会)
[募集代理店]

(ご契約後のご照会)
[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

[お客さまサービスセンター] ☎ 0120-302-572

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

[ホームページ] <https://www.tdf-life.co.jp>

「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。

本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

人生100年時代に向け 多様化するニーズに寄り添った 新機軸の資産形成型保険

ハイブリッドつみたてライフ

変額保険(災害加算・I型)

告知なし型

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット



「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品説明動画は

▼こちら▼



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じる可能性があります。

[引受保険会社]

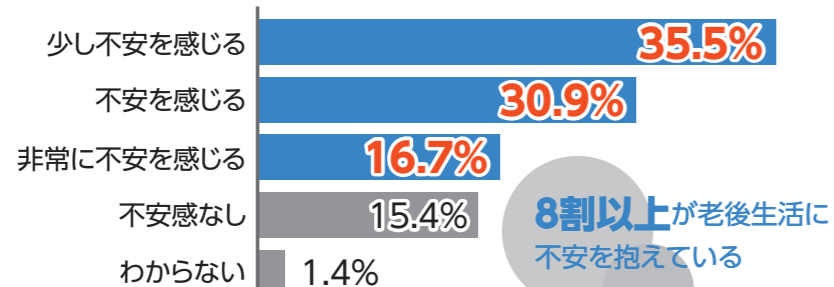
T&Dフィナンシャル生命

人生100年時代 自助による資産形成が大切です

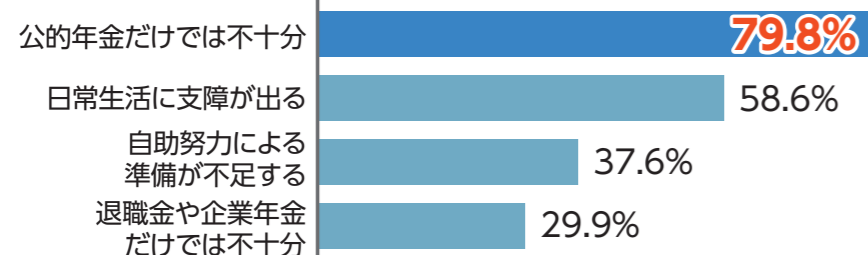


老後生活に対する 不安意識と内容

〔老後生活に対する不安意識〕



〔老後生活に対する不安の具体的な内容〕*1



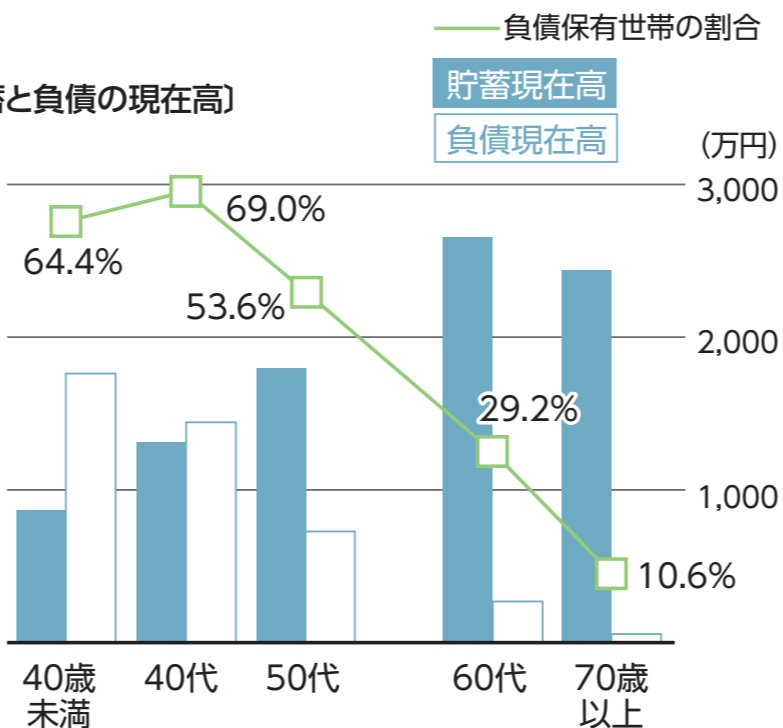
*1 複数回答のため、合計値は100%になりません。

出所：公益財団法人 生命保険文化センター「2025年(令和7年度)生活保障に関する調査」よりT&Dフィナンシャル生命作成



40代以降は 貯蓄も増加

〔貯蓄と負債の現在高〕



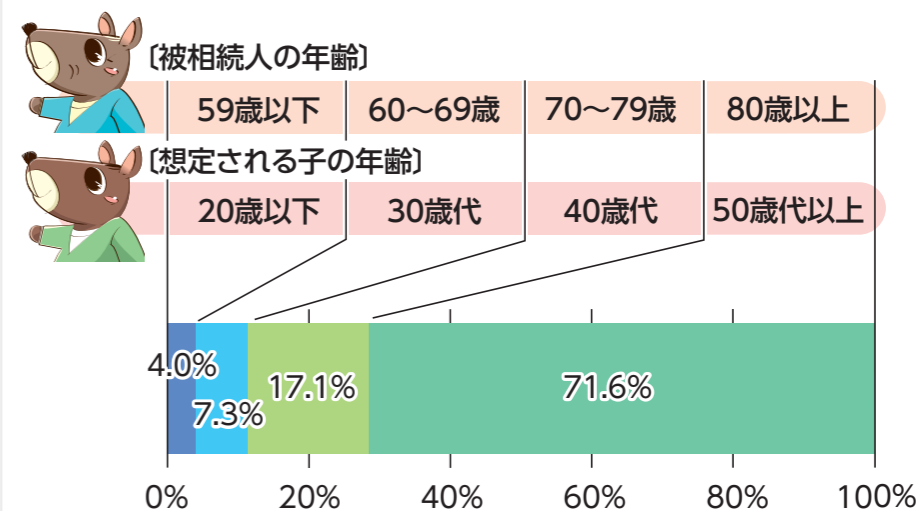
出所：総務省「家計調査年報(貯蓄・負債編) T&Dフィナンシャル生命作成

2024年より



親からの相続による 臨時収入も発生

〔被相続人の年齢構成比と想定される子の年齢〕



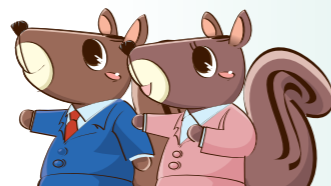
出所：財務省「第4回 税制調査会(2022年10月21日)説明資料」より T&Dフィナンシャル生命作成

お客さまによって環境はさまざま。お客さまご自身の

「**想いを貯蓄に**」込めることができれば・・・

例えば
**70歳までの
資産形成**
を考えたとき

20代
の場合

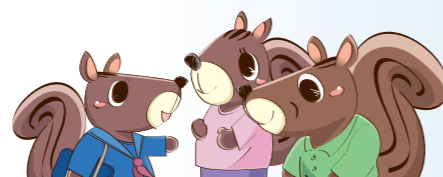


時間は十分あるから
貯蓄を **続けやすい**
しくみ がほしい・・・

貯蓄期間
最長 **50年**

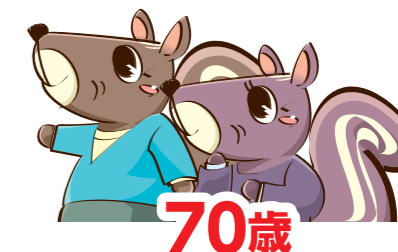


50代
の場合



時間が足りないから
効率よく 資産形成
できるといいな・・・

貯蓄期間
最長 **20年**

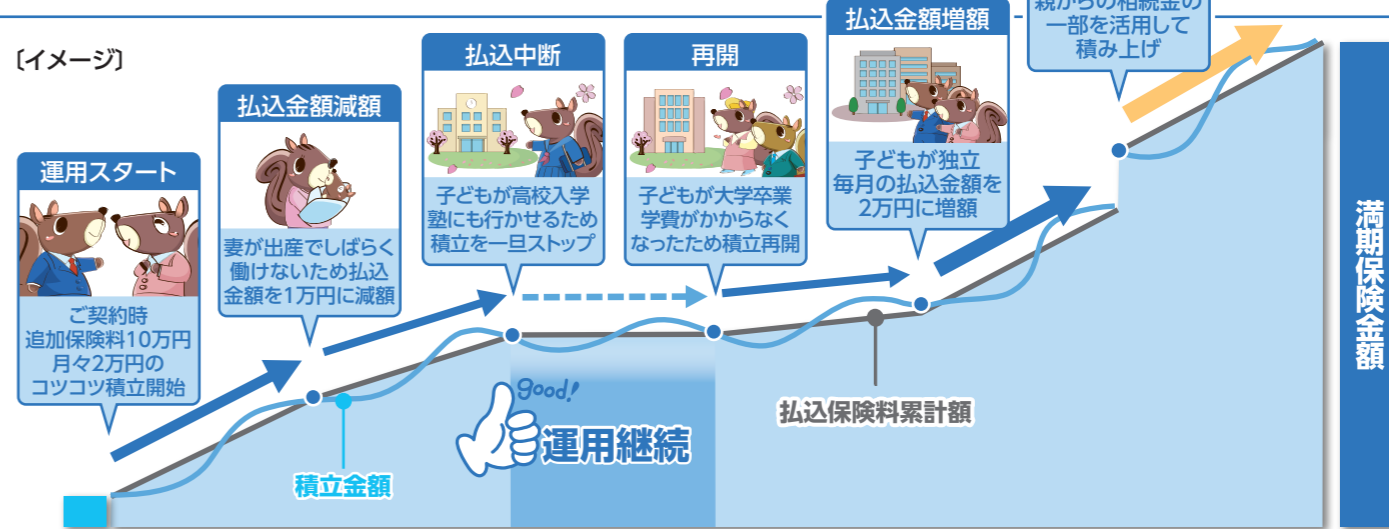


※本資料でいう「貯蓄」は、預貯金への積立だけでなく、積立投資などの資産運用を含みます。

1 毎月コツコツ積立で運用しながら資産形成

家計にあわせてプランを見直し

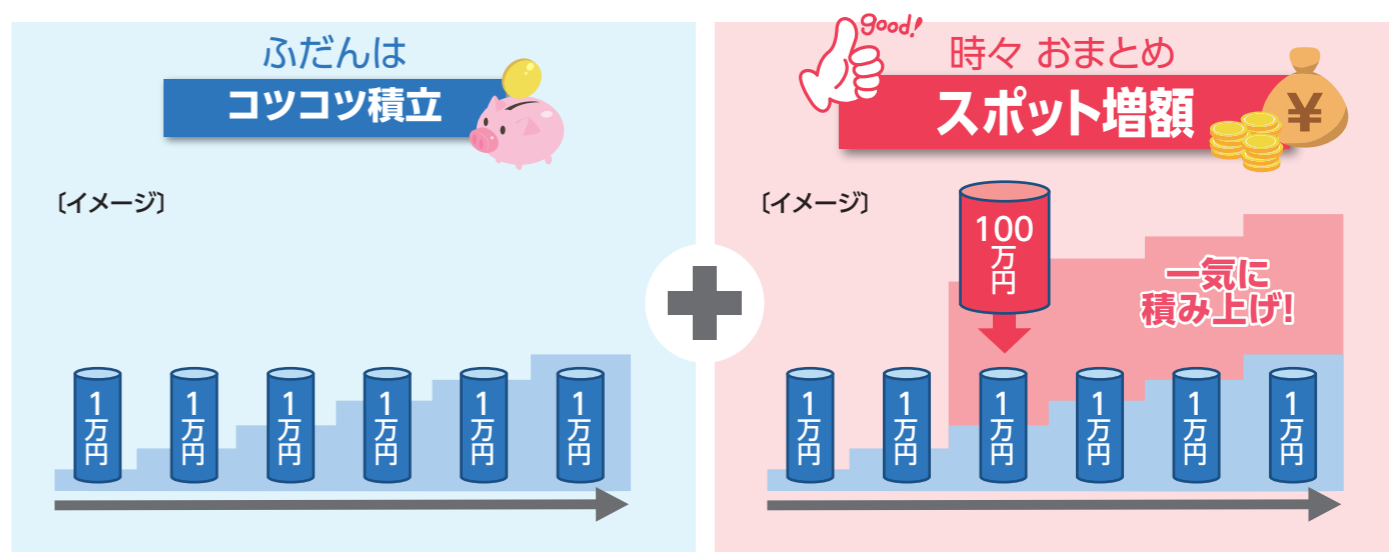
- 家計にあわせてコツコツ積立の**増額・減額**が可能
指定月に割増も可能!
- やりくりが厳しい時はコツコツ積立を**中断**、余裕ができたなら**再開**も可能
払込を中断しても運用は継続!



2 余裕資金ができればスポット増額で一気に積み上げ

時間を味方にしてかしく買い増し

- コツコツ積立をしながらいつでも**スポット増額**が可能 くわしくは P.7
- スポット増額は**選択ファンド**に応じて**効率的**に行なえます



3 もしもの時のあんしん

オプション

- 死亡時は**基本保険金額 (払込保険料累計額)**を**最低保証** くわしくは P.9
- もしもの際の、預金の引出等のご不便や介護・認知症にそなえることも可能 くわしくは P.10

死亡保険金最低保証特約

あんしん重視? ころりつ重視? あなたはどちら派?

特約を付加する場合	<ul style="list-style-type: none"> 死亡保険金額 = 基本保険金額 / 積立金額 のいずれか大きい金額 死亡保険金を最低保証するために必要な費用をご負担いただく場合があります 	あんしん重視
特約を付加しない場合	<ul style="list-style-type: none"> 死亡保険金額 = 積立金額 と同額 死亡保険金を最低保証するために必要な費用は不要です 	ころりつ重視

[最低保証を確保せず、運用効率を重視することもできます]

介護認知症年金支払移行特約 (人生100年時代の長生きリスクにそなえたいお客さま)

介護コンシェル (当社外部提携サービス)

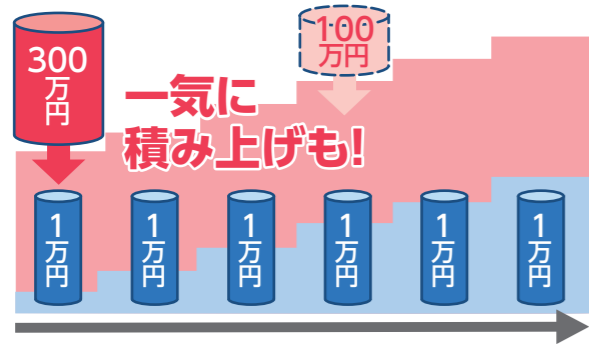
指定代理請求特約 (もしもの際の、預金の引出等のご不便にそなえたいお客さま)

※この商品パンフレットでは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載されております「基本保険金額の定期的増額」について記載してあります。
 ※この商品パンフレットに記載の税制については、2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

毎月コツコツ積立で運用しながら資産形成

1 ご契約時に追加保険料の入金やご契約後のスポット増額も可能

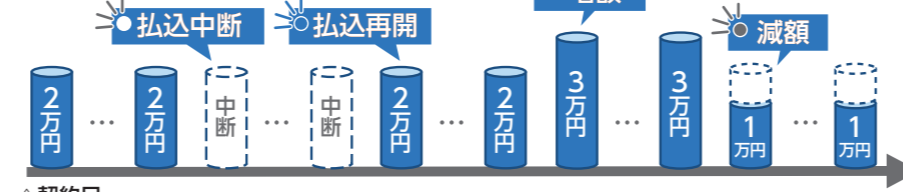
[イメージ]



▶スポット増額について、くわしくはP.7をご覧ください。

2 保険料の払込中断・再開や増額・減額も可能*1

[イメージ]



△契約日

*上記のイメージは、毎月均等に払い込み毎月均等の払込ではなく、指定月(年2回)に払込を割増することも可能です。
*1 保険料の払込中断、減額については契

3 オプション 死亡時は基本保険金額(払込保険料累計額)を最低保証

3 オプション 死亡時は基本保険金額(払込保険料累計額)を最低保証

(死亡保険金最低保証特約)

あんしん重視

特約を付加する場合
 死亡保険金額=基本保険金額のいずれか大きい金額
 死亡保険金を最低保証するために必要な費用をご負担いただく場合があります

最低保証を確保せず、運用効率を重視することもできます

こらいつ重視

特約を付加しない場合
 死亡保険金額=積立金額と同額
 死亡保険金を最低保証するために必要な費用は不要です

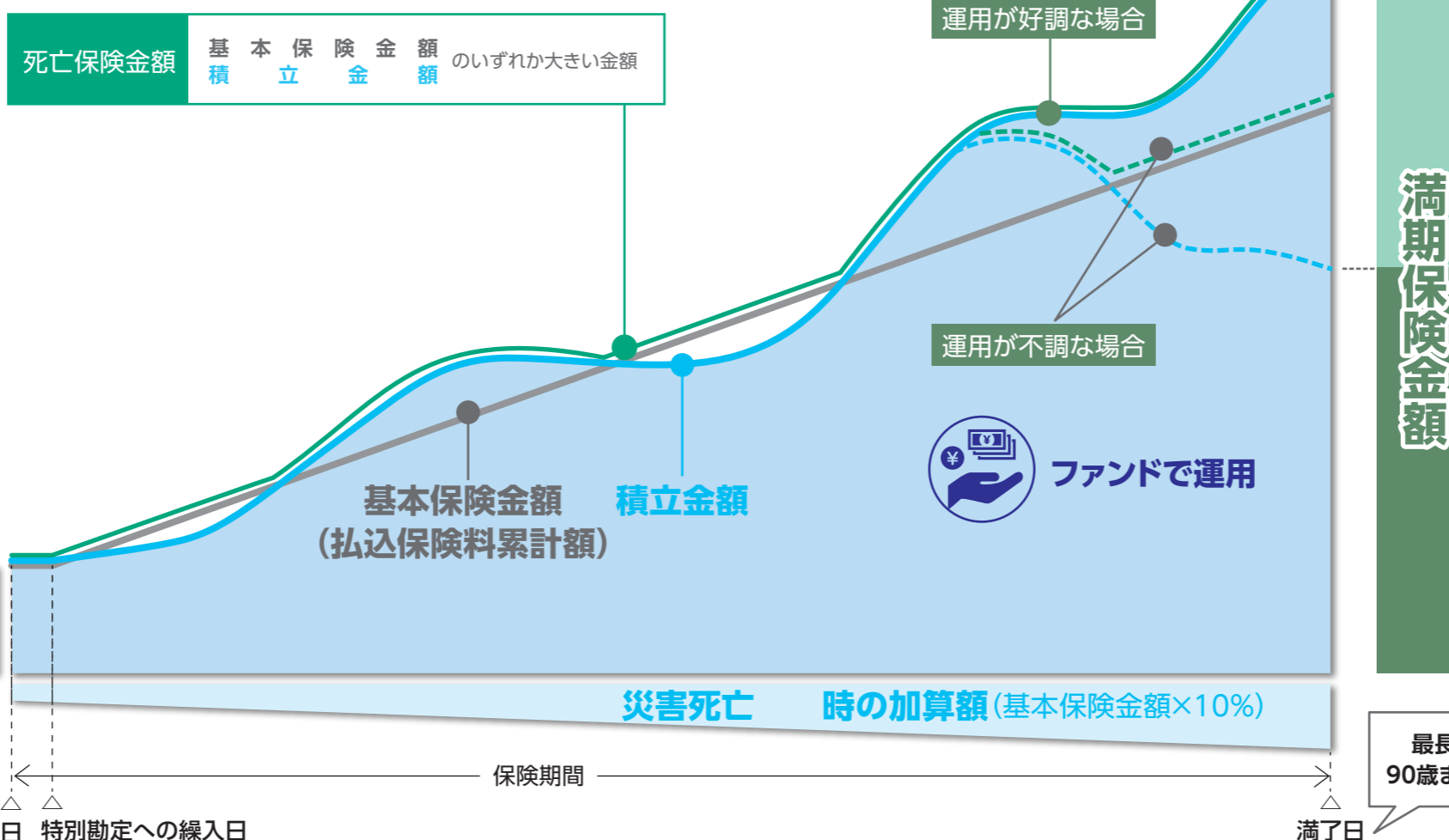
死亡保険金最低保証特約を付加しない場合、死亡保険金の最低保証はありません。

▶死亡保険金最低保証特約について、くわしくはP.9をご覧ください。

しくみ図 [イメージ]

しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

※死亡保険金最低保証特約を付加する場合



コツコツ積立額
月々1万円~
ご契約時追加保険料
10万円~

ご契約時保険料
(コツコツ積立額+
ご契約時追加保険料)



- 健康告知なし
- 職業告知なし

一括受取
満期保険金額は一括でお受取りいただけます。



年金支払移行特約(I型)を中途付加することにより、年金でのお受取も可能です。

終身保険

また、終身保険移行特約を中途付加することにより、終身保険に移行することも可能です。

※年金支払移行特約(I型)、終身保険移行特約について、くわしくは、P.28をご覧ください。

この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格の変動等に伴うリスクがあり、損失が生じる場合があります。くわしくは、P.33~38をご覧ください。

余裕資金ができればスポット増額で一気に積み上げ

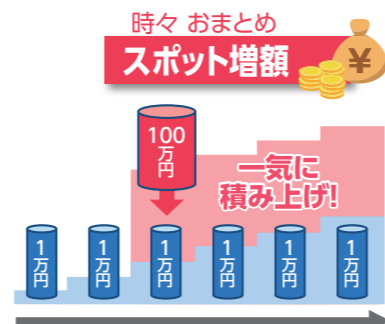
まとめてスポット増額



バランスファンド・株式ファンドの資産価格が上昇局面にある場合、可能な限り早期にまとめてスポット増額を行なうことができれば、投資元金を早期に積み上げて資産価格上昇期間の恩恵を長く享受でき、効果的な投資を行なうことができます。

けれど、そんなにタイミングよく余裕資金は手に入るものでしょうか？ イベントと相場のタイミングがピッタリ揃うことは、なかなか難しいかもしれません。

【値動き・資産形成への影響 イメージ】



この商品では時間を味方につけた投資方法で、あなたをサポートします！

株式ファンドによるご契約時追加保険料 (増額原資額) 入金時やスポット増額時の不安も、まかせて安心！

ドルコスト平均プラス特約

(株式ファンドによるご契約時追加保険料 (増額原資額) 入金時およびスポット増額時に同時に付加されます)

株式ファンド*1によるご契約時追加保険料 (増額原資額) 入金時やスポット増額の際には、ご契約時追加保険料 (増額原資額) またはスポット増額の金額を10分割して1回あたりの基本増額金額を設定。毎月10日に特別勘定繰入額 (基本増額金額 × 下値充当率 (2倍) または基本増額金額 × 上値充当率 (0.5倍)) を判定し、ご契約時追加保険料 (増額原資額) またはスポット増額資金がなくなるまで毎月自動的に特別勘定に繰り入れます。

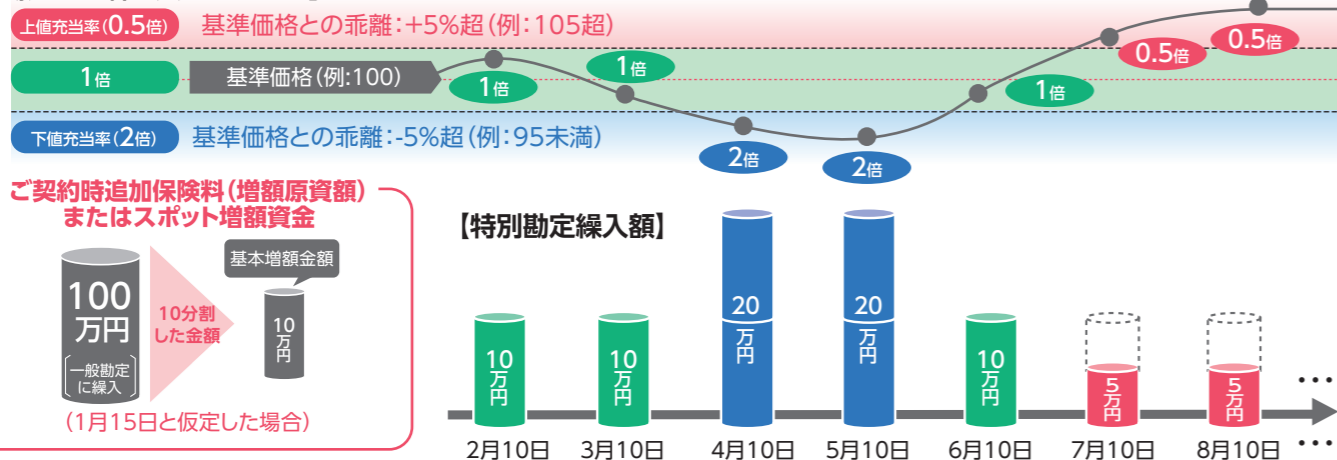


価格が低い時にもっと多く、価格が高い時にもっと少なく買うことができるため、効率的な投資が可能！

【特別勘定繰入額 判定のイメージ】 (基本増額金額10万円の場合)

ご契約時追加保険料入金時またはスポット増額時の特別勘定の価格	判定される特別勘定の価格	基本増額金額	特別勘定繰入額
基準価格 (例:100)	105超	10万円	5万円
	105~95	10万円	10万円
	95未満	10万円	20万円

【特別勘定への繰り入れイメージ】



*増額原資は特別勘定で運用されていません。

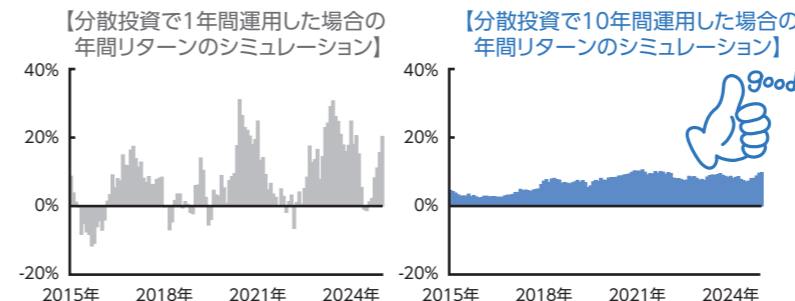
*1 バランスファンドによるご契約時追加保険料入金およびスポット増額の場合、ご契約時追加保険料およびスポット増額の全額が特別勘定に一括で繰り入れられます。

気に積み上げ

安定した資産形成のための3つのポイント

1 長期投資

● 短期の運用では大きな値動きも、長期でもてば安定します



(2015年10月末日～2025年10月末日)
※国内株式・国内債券・海外株式・海外債券の4資産に均等に分散投資した場合の年率平均リターン。運用にかかる各種費用・税金等は考慮していません。(国内株式: NIKKEI 225 Index、国内債券: NOMURA-BPI総合、海外株式: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)、海外債券: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) を使用しています。円換算は、当該日の為替データを基にT&Dフィナンシャル生命が算出しています。)

出所: Bloomberg のデータよりT&D フィナンシャル生命作成

ハイブリッドつみたてライフ 投資期間は10年～。安定的な運用が期待できます！

2 投資対象の分散

● 1つのカゴに多くの卵を乗せてカゴが落ちると全滅ですが、分散しておけば落ちなかったカゴの卵は割れません



3本のバランスファンドと5本の株式ファンドから投資対象を選択
 分散投資による安定効果が期待できます！

ハイブリッドつみたてライフ

バランスファンド

資産分散

株式ファンド

銘柄分散

▶ ファンドラインナップについて、くわしくはP.13～16をご覧ください。

3 時間分散

● 価格が低い時に多く買い、価格が高い時に少なく買うことで、投資対象の購入単価を引き下げます

一定数を購入し続ける場合

価格	100円	50円	200円	80円	125円	合計	平均購入単価
数量	10個	10個	10個	10個	10個	50個	111円
金額	1,000円	500円	2,000円	800円	1,250円	5,550円	

一定額で購入し続ける場合

価格	100円	50円	200円	80円	125円	合計	平均購入単価
数量	10個	20個	5個	12.5個	8個	55.5個	90.1円
金額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	5,000円	

ドルコスト平均法による時間分散効果が期待できます！

ドルコスト平均法

価格が変動する商品を常に一定の金額で、時間を分散して定期的に買い続ける手法です。価格が低いときの購入量は多くなり、価格が高いときの購入量は少なくなりますので、平均購入単価を抑える効果が期待できます。

ハイブリッドつみたてライフ

死亡時のお取扱について

あなたはどっち派？

あんしん重視 こうりつ重視

介護認知症年金支払移行特約

[死亡保険金最低保証特約を付加する場合]

- 最低保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、**死亡日の積立金額または基本保険金額(払込保険料累計額)のいずれか大きい金額**を死亡保険金としてお支払いします。

あんしん重視



$$\text{死亡保険金額} = \begin{matrix} \text{死亡日の積立金額} \\ \text{死亡日の基本保険金額} \end{matrix} \text{のいずれか大きい金額} \\ (\text{払込保険料累計額})$$

◆ **基本保険金額(払込保険料累計額)を100%最低保証!** ◆

$$\text{災害死亡保険金額} = \text{死亡保険金額} + \text{死亡日の基本保険金額} \times 10\% \\ (\text{払込保険料累計額})$$

- 死亡保険金を最低保証するために必要な**費用をご負担いただく場合があります。**

[死亡保険金最低保証特約を付加しない場合]

- 最低保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、**死亡日の積立金額と同額**を死亡保険金としてお支払いします。

こうりつ重視



$$\text{死亡保険金額} = \text{死亡日の積立金額} \text{と同額}$$

$$\text{災害死亡保険金額} = \text{死亡保険金額} + \text{死亡日の基本保険金額} \times 10\% \\ (\text{払込保険料累計額})$$

- 死亡保険金を最低保証するために必要な**費用をご負担いただく必要はありません。**

- 死亡保険金最低保証特約を付加しない場合、死亡保険金の最低保証はありません。
- 死亡保険金最低保証特約を付加すると、「死亡保険金を最低保証するために必要な費用」をご負担いただく場合があるため、付加しない場合より運用効率は低くなる可能性があります。

? 死亡保険金を最低保証するために必要な費用とは?

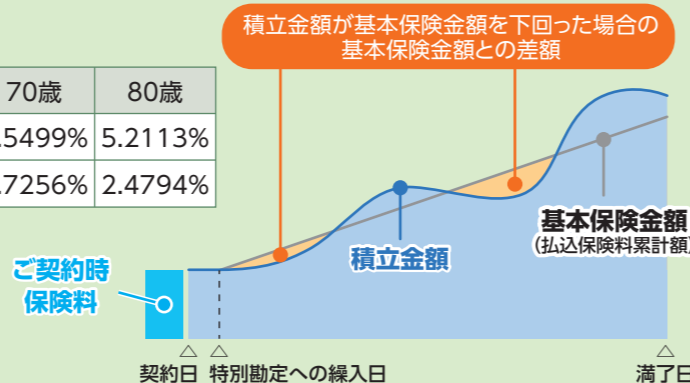
- 死亡保険金を最低保証するために必要な費用は、保険期間中の死亡保険金額のお支払について基本保険金額(払込保険料累計額)の100%を最低保証するために必要な費用です。
- 死亡保険金を最低保証するために必要な費用は、つぎのとおり計算され、月単位の累計額を、月単位の契約応当日の前日末に積立金額から控除します。

$$\text{死亡保険金を最低保証するために必要な費用} = \begin{matrix} \text{積立金額が} \\ \text{基本保険金額を下回った場合の} \\ \text{基本保険金額との差額} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{死亡保険金を最低保証} \\ \text{するために必要な} \\ \text{費用(年率)} \end{matrix} \times \frac{1}{365}$$

- 死亡保険金を最低保証するために必要な費用(年率)は、つぎのとおり被保険者の年齢・性別によって異なります。

	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
男性	0.0580%	0.0640%	0.1171%	0.2784%	0.6481%	1.5499%	5.2113%
女性	0.0230%	0.0360%	0.0860%	0.1932%	0.3506%	0.7256%	2.4794%

※死亡保険金を最低保証するために必要な費用の計算に用いる被保険者の年齢は、年単位の契約応当日の年齢をその保険年度内適用します。
※各年齢・性別の死亡保険金を最低保証するために必要な費用(年率)について、くわしくはP.37をご覧ください。



[特約の概要について]

- 公的介護保険制度の「**要支援1**」以上に認定または「**所定の認知症**」と診断確定された場合、**解約払戻金**を原資として、介護認知症年金が受け取れます。

介護認知症年金への移行可能時期	介護認知症年金の種類	留意点
被保険者の年齢が40歳以上かつ 契約日から1年経過以後	終身年金	解約払戻金の全部を移行 (一部移行はできません)
要支援1の目安	認知症と診断確定される場合	
・入浴や掃除など日常生活の一部に見守りや手助けが必要。	・医師により器質性認知症と診断確定され、器質性認知症を原因として、意識障害がないにも関わらず見当識障害がある状態。 【器質性認知症とは】 ・アルツハイマー病の認知症・血管性認知症・パーキンソン病の認知症・レビー小体型認知症 など 【見当識障害とは】 単なる「もの忘れ」ではなく、時間や季節、今いる場所や人がわからなくなるといった障害のこと	
出所：公益財団法人 生命保険文化センター「定年GO! (2023年4月改訂)」よりT&Dフィナンシャル生命作成		

- 介護認知症年金は**一括**で受け取ることもできます。
- 被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額を**死亡一時金**として受け取れます。
- お支払事由が生じた介護認知症年金の合計額と死亡一時金の合計額は、**年金原資(解約払戻金)を下回ることはありません。**

※年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額が無い場合、死亡一時金はありません。

当社外部提携サービス 介護コンシェルのご利用について

- つぎの方は当社外部提携サービス「**介護コンシェル**」を**無料**にご利用いただけます。
・介護認知症年金支払移行特約を付加され、サービス利用のお申込をいただいたお客さま
- お客さまのアフターフォローとして、介護や認知症で困ったときの相談や実務のお手伝いができます。
- 2親等内の親族までご利用**いただけます。

サービス内容

- 電話・メール相談
- 施設紹介・見学手配
- ケアマネジャー紹介
- 認知症予防ツールの提供

※「介護コンシェル」はT&Dフィナンシャル生命との提携により、株式会社インターネットインフィニティーが提供するサービスです。
※これらのサービスは、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

指定代理請求特約

[特約の概要について]

- 年金等の受取人が年金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合、**指定代理請求人が年金等(一括受取含む)を請求**することができます。
- この特約で請求した年金等(一括受取含む)は、**指定代理請求人の口座に振り込む**こともできます。

対象となる年金等	指定代理請求人の範囲*2	年金等の振込先
<ul style="list-style-type: none"> ・受取人が被保険者である場合の満期保険金 ・介護認知症年金支払移行特約による介護認知症年金 ・年金支払移行特約(I型)による年金*1 ・新遺族年金支払特約による年金 	<ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の直系血族 ③被保険者の3親等内の親族 ※その他上記以外で特別な事情があると、T&Dフィナンシャル生命が認めた方 	本人口座 または 指定代理請求人 口座

*1 受取人と被保険者が同一人の場合。

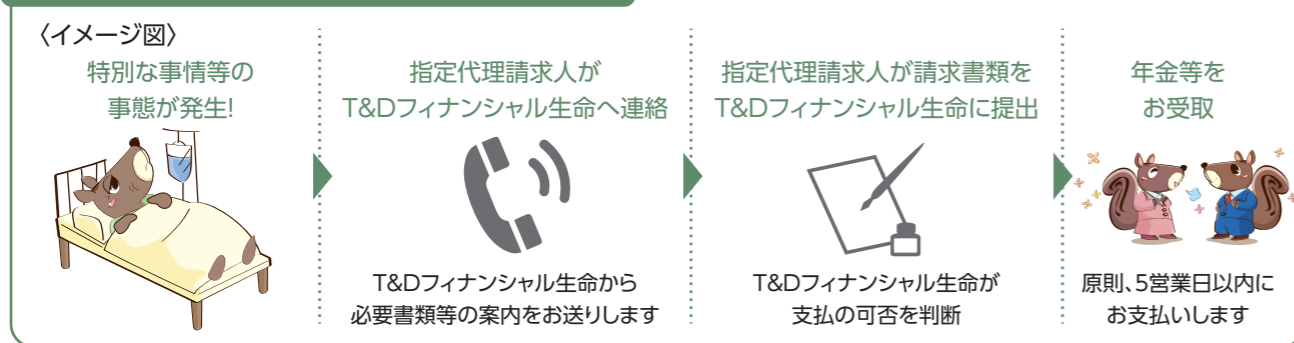
*2 新遺族年金支払特約の場合、①～③における「被保険者」は「受取人」と読み替えます。



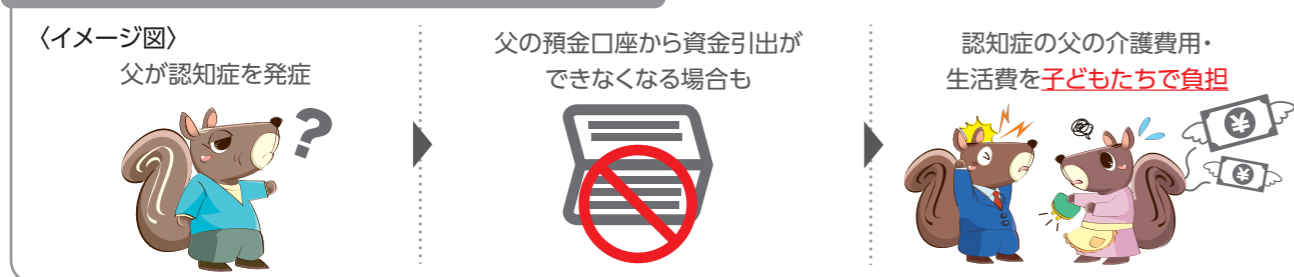
預金の引出等のご不便へのそなえ

- 要介護状態や認知症になり意思表示等が困難な場合、**本人が預金の引出等**を行なうことができないこともあります。
- 指定代理請求特約を活用することで、その様な事態にそなえることができます。

指定代理請求特約を付加した場合(イメージ)



指定代理請求特約を付加しない場合(イメージ)



! 指定代理請求人が請求した介護認知症年金を被保険者のための費用(治療費や入院費等)以外に使用した場合、指定代理請求人に対し贈与税や所得税が課せられる可能性があります。

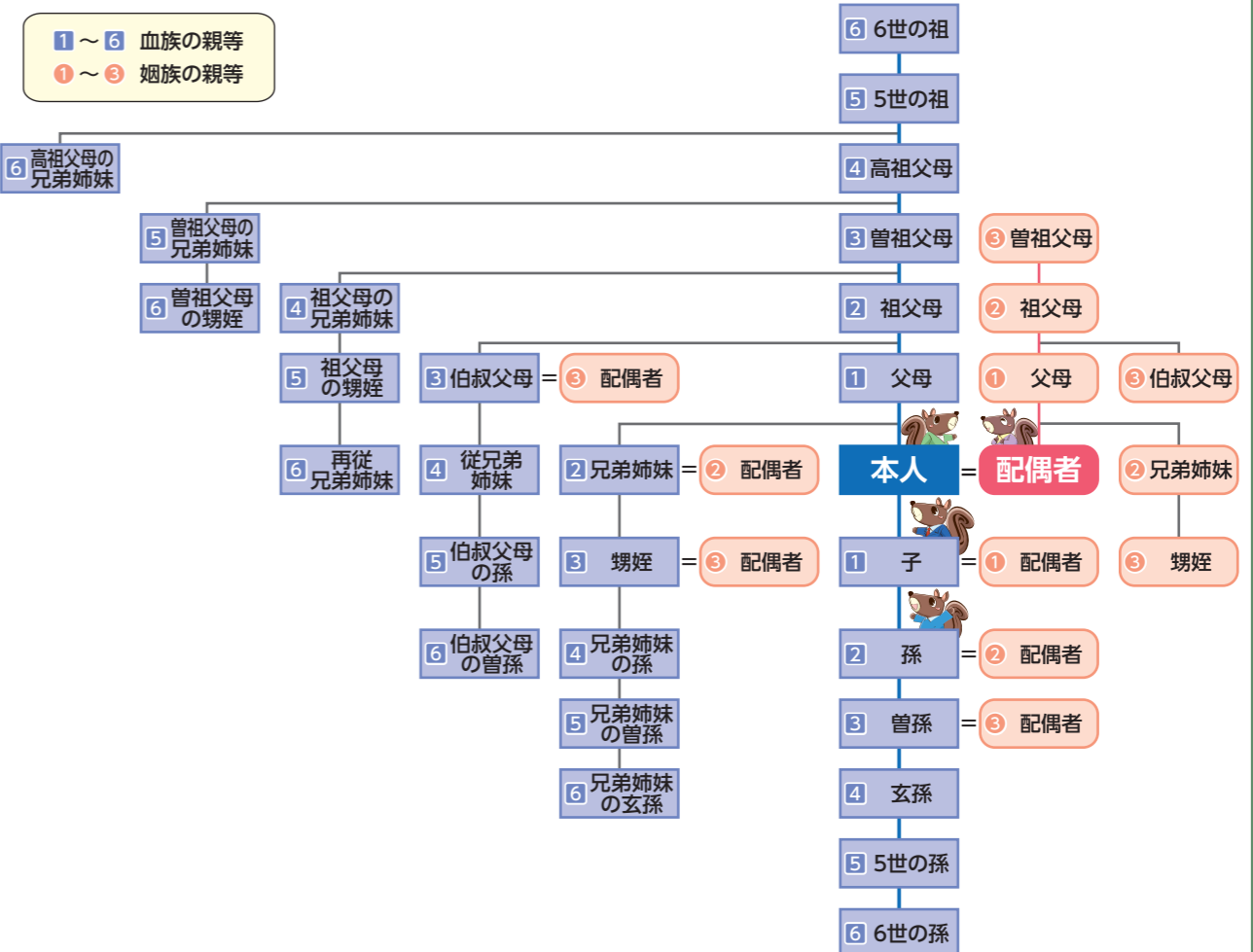


死亡保険金受取人の指定範囲

(以下の範囲で1契約あたり最大8名まで指定可能)

- この保険では、本人(被保険者)から見た続柄が「配偶者および親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)」まで死亡保険金受取人を指定できます。

家系図(配偶者および親族)

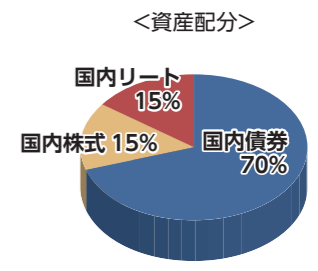
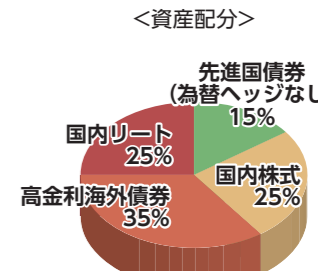
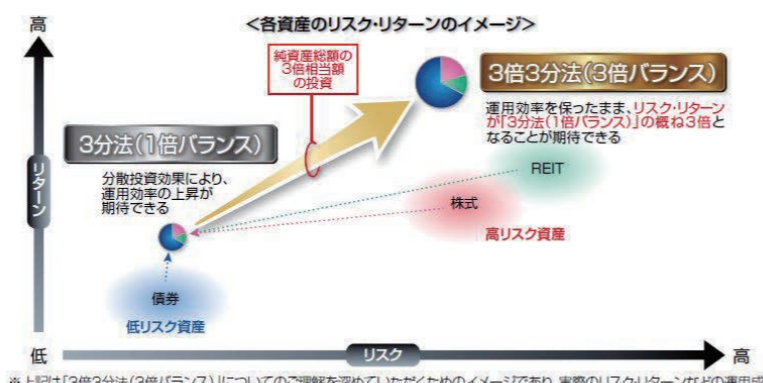
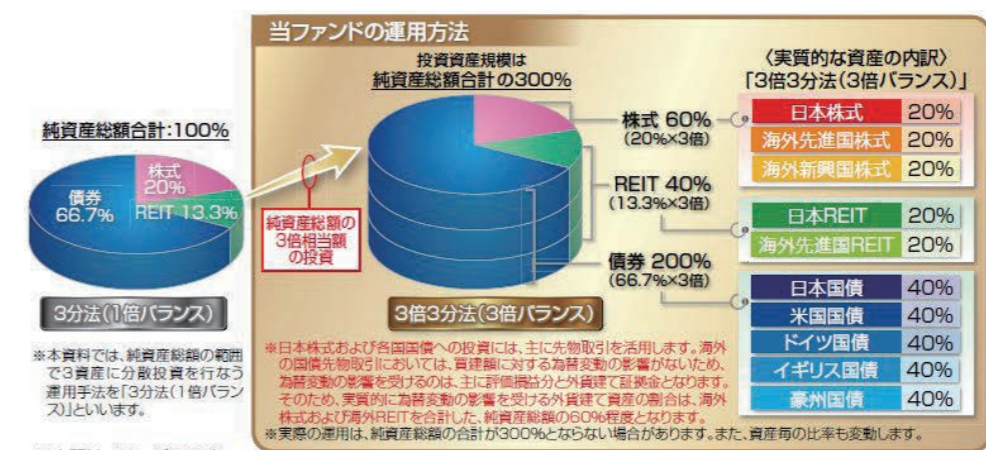


ファンドラインナップ

厳選された8本の特別勘定(ファンド)から1本をお選びいただけます

- 金融機関で多くの販売実績のある投資信託をセレクト。投資目的や投資スタイルにあわせて、投資対象やリスク水準の異なる国内
- 一時払保険料の全額(契約時費用なし)を特別勘定で運用します。

外の株式・債券・REIT(不動産投信)を投資対象としたファンドの中から1本をご選択いただけます。

特別勘定名/投資信託名/運用会社	投資信託の運用方針/ベンチマーク/運用に関する費用	特徴
<p>安定バランス型</p> <p>円資産インデックスバランス (円奏会ベーシック) (適格機関投資家専用)</p> <p>東京海上アセットマネジメント株式会社</p>	<p><投資信託の運用方針> 3つの円建て資産に分散投資をすることにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式15%、日本REIT15%を基本とします。</p> <p><ベンチマーク> なし</p> <p><運用に関する費用*1> 年率0.352%(税抜0.320%)</p>	<p>1. 円建て資産に限定した分散投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの円建て資産を投資対象としますので、為替変動リスクはありません。 ・安定資産として日本債券、成長資産として日本株式・日本REITに分散投資します。 <p>2. リスクを抑制して資産を守る運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準価額の変動リスクを年率3%に抑えた安定運用を目指します。 ・機動的な配分比率調整によってリスクをコントロールし、様々な市場環境での対応が期待されます。 <p>3. 成長性に期待した資産にも投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準価額の変動リスクを抑えつつ、値動きの方向性や振れ幅が異なる傾向にある日本株式・日本REITに投資し、資産の成長にも期待します。日本株式・日本REITの基本配分比率はそれぞれ15%とします。 
<p>安定成長バランス型</p> <p>財産3分法 (適格機関投資家専用)</p> <p>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</p>	<p><投資信託の運用方針> 各資産への投資比率は不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%とし、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長を目指します。一部の資産を除き、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p><ベンチマーク> なし</p> <p><運用に関する費用*1> 年率0.517%(税抜0.470%)</p>	<p>1. シンプルでわかりやすい資産配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決められた資産配分で「不動産」「債券」「株式」の3つの資産に分散投資を行ないます。資産配分を維持するために、投資比率の調整(リバランス)を行ないます。 ・値動きの異なる資産を組み合わせることで、安定成長が期待できます。 <p>2. 長期保有によって発揮される投資効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産分散効果に加え、利子収益や配当金など、3つの資産から得られるインカム収益の積み上げが長期的なパフォーマンスを支えています。 
<p>成長バランス型</p> <p>グローバル3倍3分法 (適格機関投資家専用)</p> <p>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</p>	<p><投資信託の運用方針> 世界の株式やREITなどの現物の組入総額と株価指数先物取引や国債先物取引の買建総額の組入合計額が、信託財産の純資産総額の3倍相当額となるように投資を行ないます。原則として、為替ヘッジを行いません。</p> <p><ベンチマーク> なし</p> <p><運用に関する費用*1> 年率0.407%(税抜0.370%)</p> 	<p>1. 純資産の3倍相当への投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当ファンドは、世界の株式やREITに加えて、日本株式および各国国債への投資には先物取引などを活用することで、純資産総額の3倍相当額の投資を行ないます。投資対象資産は世界の株式、REIT、債券の3資産とし、幅広く分散投資を行ないます。 <p>2. 純資産総額の「3倍化」による、より高いリスク・リターン期待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質的に先物取引などを活用して純資産総額の3倍相当額の投資を行なうことにより、運用効率を保ったまま、より高いリスク・リターンが期待できます。 

*1 運用に関する費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。(将来特別勘定(ファンド)は、投資信託を利用して運用する部分と、保険契約の異動等に備える部分から構成されています。したがって、投資信託一致するものではありません。)

*組入比率に関する記載がある場合、組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。

*この保険では、販売する募集代理店などにより異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。


*各特別勘定(ファンド)について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

債証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。変更される可能性があります)の運用実績と特別勘定資産の運用実績とは必ずしも

各特別勘定のユニットプライス 推移グラフ

ユニットプライスとは、各特別勘定資産のユニット数(口数)1口に対する価額のことをいいます。各特別勘定設定時におけるユニットプライスは100でスタートし、特別勘定資産の評価を反映して日々計算されます。なお、ユニットプライスの計算にあたっては、特別勘定の運用に関する費用を控除します。

▼こちら▼



ファンドラインナップ

厳選された8本の特別勘定(ファンド)から1本をお選びいただけます

- 金融機関で多くの販売実績のある投資信託をセレクト。投資目的や投資スタイルにあわせて、投資対象やリスク水準の異なる国内
- 一時払保険料の全額(契約時費用なし)を特別勘定で運用します。

外の株式・債券・REIT(不動産投信)を投資対象としたファンドの中から1本をご選択いただけます。

特別勘定名/投資信託名/運用会社	投資信託の運用方針/ベンチマーク/運用に関する費用	特徴
日本株式型 日経225 インデックス (適格機関投資家専用) 東京海上アセットマネジメント株式会社	<投資信託の運用方針> 日経225(配当込み)に連動する投資成果の達成を目標として運用を行ないます。信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引を利用することがあります。 <ベンチマーク> 日経平均トータルリターン・インデックス(日経225(配当込み)) <運用に関する費用*1> 年率0.275%(税抜0.250%)	1. 主に日経平均株価(日経225)に採用されている銘柄に投資 ・「東京海上・日経225インデックスマザーファンド」への投資を通じて、主として日経平均株価(日経225)に採用されている銘柄に投資します。 ・ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行ないます。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。 2. 日経225(配当込み)に連動する投資成果の達成を目標 ・日経225(配当込み)をベンチマークとします。 ・日経平均株価(日経225)に採用されている銘柄を主要投資対象とし、当該指数算出方法を考慮した等株数投資を行ないます。 ・流動性、機動性、コスト等の観点から、株価指数先物取引を行なうことがあります。 日経平均株価(日経225)とは 日経平均株価とは、日本経済新聞社が算出する東京証券取引所プライム市場に上場している225銘柄の平均株価指数です。日経225ともいいます。
世界株式型 先進国株式インデックス (適格機関投資家専用) 東京海上アセットマネジメント株式会社	<投資信託の運用方針> MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行なうことを基本とします。信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。原則として、為替ヘッジを行ないません。 <ベンチマーク> MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース) <運用に関する費用*1> 年率0.286%(税抜0.260%)	日本を除く先進国の株式に分散投資が可能 ・市場規模の大きいアメリカの株式の比率が高く、その他日本を除く先進国の株式を組み入れることで投資地域の分散が可能となります。 ・ベンチマークとするMSCIコクサイ指数は、30年の実績のある指数で多くの投資家によって日本を除く先進国株式投資の物差しとして使われています。 MSCIコクサイ指数とは ・日本を除く先進国株式の動向を表す代表的な株価指数。 ・日本を除く先進国の主要銘柄を対象とした時価総額加重平均型の指数で、米国の調査会社MSCI(Morgan Stanley Capital International=モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル)社が算出しています。 ・グローバル投資の際の主要なベンチマークとされており、多くのETF、投資信託がベンチマークとして採用しています。
米国株式型 インデックスファンド NASDAQ100 (適格機関投資家専用) アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	<投資信託の運用方針> 米国の株式市場を代表する指数「NASDAQ100指数(税引後配当込み、円換算ベース)」に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。原則として、為替ヘッジを行ないません。 <ベンチマーク> NASDAQ100指数(税引後配当込み、円換算ベース) <運用に関する費用*1> 年率0.418%(税抜0.380%)	代表的な指数を大幅に上回る堅調な実績 ・NASDAQ100指数は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均、S&P500やNASDAQ総合指数を大幅に上回る堅調な実績をのこしています。(1995年1月～2025年10月末の実績) ・時価総額の構成上位はマイクロソフトやエヌビディア、アップルなど世の中の仕組みを大きく変えてきた企業が並んでいます。(2025年5月末時点) NASDAQ100指数とは ・米国のナスダック市場(全米証券業協会(NASD)が運営する、世界最大級の新興企業向け株式市場)に上場している企業のうち、金融業を除いた時価総額上位100社の株式で構成される調整済時価総額加重型の株価指数です。 ・世界有数のハイテク企業やバイオテクノロジー企業など、最先端技術を有する企業を多く含みます。 ・NASDAQ100指数は、1985年1月31日に算出が開始され、現在の指数値は算出開始時の値を125として計算されます。
ESG 日本株式型 インデックスファンド 日本株女性活躍指数 (適格機関投資家専用) 大和アセットマネジメント株式会社	<投資信託の運用方針> MSCI社の基準に基づき、各業種から女性活躍度の高い企業を選定する「MSCI日本株女性活躍指数(配当込み)」との連動を目指して運用を行ないます。 <ベンチマーク> MSCI日本株女性活躍指数(配当込み) <運用に関する費用*1> 年率0.330%(税抜0.300%)	「MSCI日本株女性活躍指数(配当込み)」に採用されている銘柄の株式に投資 ・MSCI日本株女性活躍指数は安定した成長を示しており、ESG・ダイバーシティ重視の投資家にとって魅力的な選択肢です。 ・時価総額の構成上位は、ソフトバンクグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャル・グループなど、女性活躍度の高い企業が並んでいます。(2025年10月末現在) MSCI日本株女性活躍指数(WIN)とは ・MSCI日本株女性活躍指数は、MSCI Inc.により選定された職場における高い性別多様性を推進する日本企業で構成される株価指数です。Women's Indexの略から「WIN」という愛称がついています。 ・女性活躍推進法により開示される女性雇用に関するデータに基づき、多面的に性別多様性スコアを算出、各業種から同スコアの高い企業を選別して指数を構築。当該分野で多面的な評価を行った初の指数。 ・構成銘柄数: 345(2025年10月末現在)。 ・GPIFが2017年7月からESG指数として選定し、同指数に連動したパッシブ運用を開始。
ESG 世界株式型 全世界株式ESGインデックス (適格機関投資家専用) 大和アセットマネジメント株式会社	<投資信託の運用方針> 日本を含む世界の主要先進国および新興国の大型株・中型株の中から、業種内において、相対的にESG評価が優れた企業で構成される指数「MSCI ACWI ESG Leaders指数(税引後配当込み、円ベース)」に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。原則として、為替ヘッジを行ないません。 <ベンチマーク> MSCI ACWI ESG Leaders指数(税引後配当込み、円ベース) <運用に関する費用*1> 年率0.330%(税抜0.300%)	「MSCI ACWI ESG Leaders指数(税引後配当込み、円ベース)」に採用されている銘柄の株式に投資 ・MSCI ACWI ESG Leaders指数は、親指数であるMSCI ACWIとともに、堅調な推移を挙げています。(2019年9月26日～2025年10月31日の実績) ・時価総額の構成上位は、NVIDIA(US)、BROADCOM(US)、TSMC(TW)など世の中の仕組みを大きく変えてきた企業が並んでいます。(2025年10月末現在) MSCI ACWI ESG Leaders指数とは ・MSCI ACWI ESG Leaders指数は、MSCI Inc.により選定された日本を含む世界の主要先進国および新興国の大型株・中型株の中から、業種内において、相対的にESG評価が優れた企業で構成される指数です。 ・銘柄はグローバル企業を対象に不祥事銘柄を除外し、ESG格付けトレンドを加味したESGレーティングで選定します。 ・構成銘柄数: 1,480(2025年10月末現在)。 ・GPIFは2020年12月からMSCI ACWI(除く日本、中国A株)ESGユニバーサル指数を選定し、同指数に基づくパッシブ運用を開始していますが、同指数の中から相対的にESG評価が優れた企業を絞り込んだものがMSCI ACWI ESG Leaders指数です。

*1 運用に関する費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。(将来)
 ※特別勘定(ファンド)は、投資信託を利用して運用する部分と、保険契約の異動等に備える部分から構成されています。したがって、投資信託一致するものではありません。
 ※組入比率に関する記載がある場合、組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。
 ※この保険では、販売する募集代理店などにより異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。
 ※各特別勘定(ファンド)について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。変更される可能性があります)の運用実績と特別勘定資産の運用実績とは必ずしも

各特別勘定のユニットプライス 推移グラフ

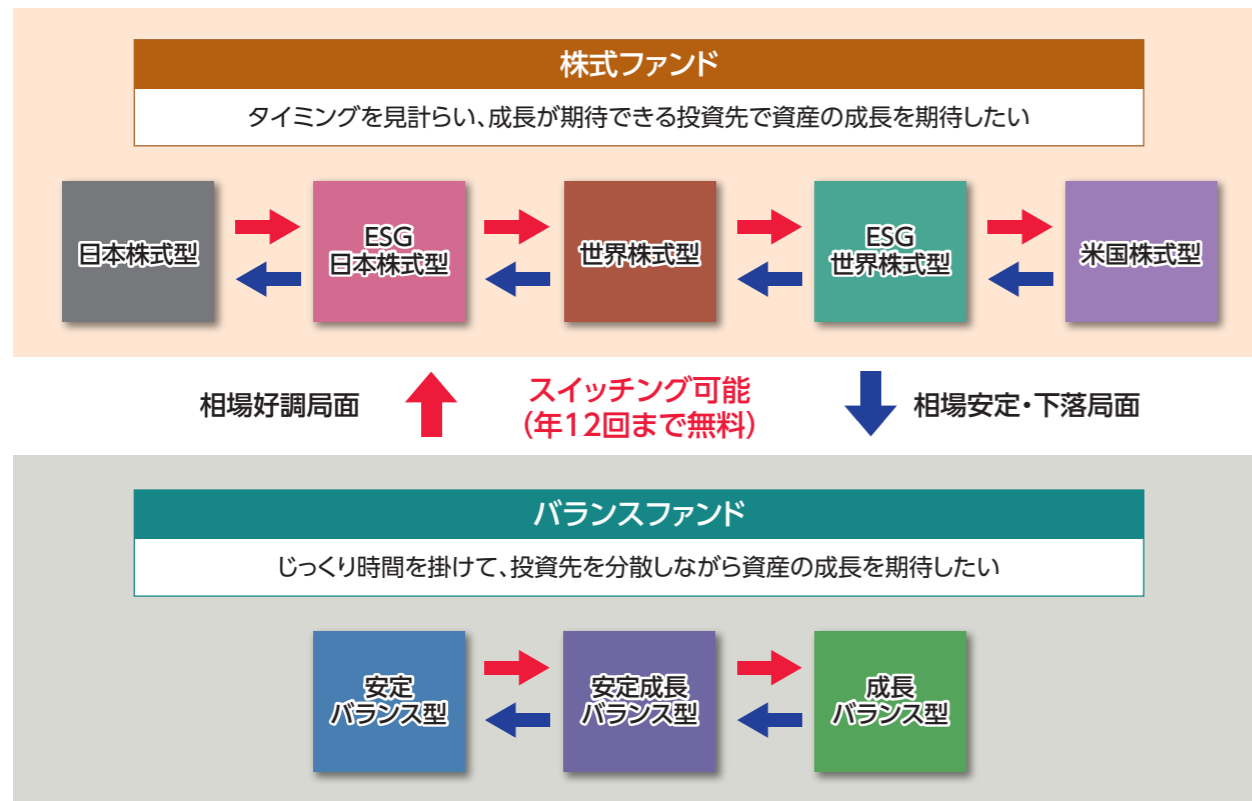
ユニットプライスとは、各特別勘定資産のユニット数(口数)1口に対する価額のことをいいます。各特別勘定設定時におけるユニットプライスは100でスタートし、特別勘定資産の評価を反映して日々計算されます。なお、ユニットプライスの計算にあたっては、特別勘定の運用に関する費用を控除します。



スイッチング・その他の機能について

- 相場環境にあわせて、投資対象を年12回まで無料*1で変更すること(スイッチング)ができます。
- スイッチング時には、課税の繰延効果が享受できるため、投資信託のみの運用にはない、効率的な投資対象の変更が可能です。
- お申込時に振込先口座を申告いただいたご契約者で基本保険金額が5,000万円以下の場合には、お客さまサービスセンターへのお電話・インターネットサービスでの解約も取り扱います。
*1 13回以上は1回につき1,000円に相当する金額を積立金から差し引きます。

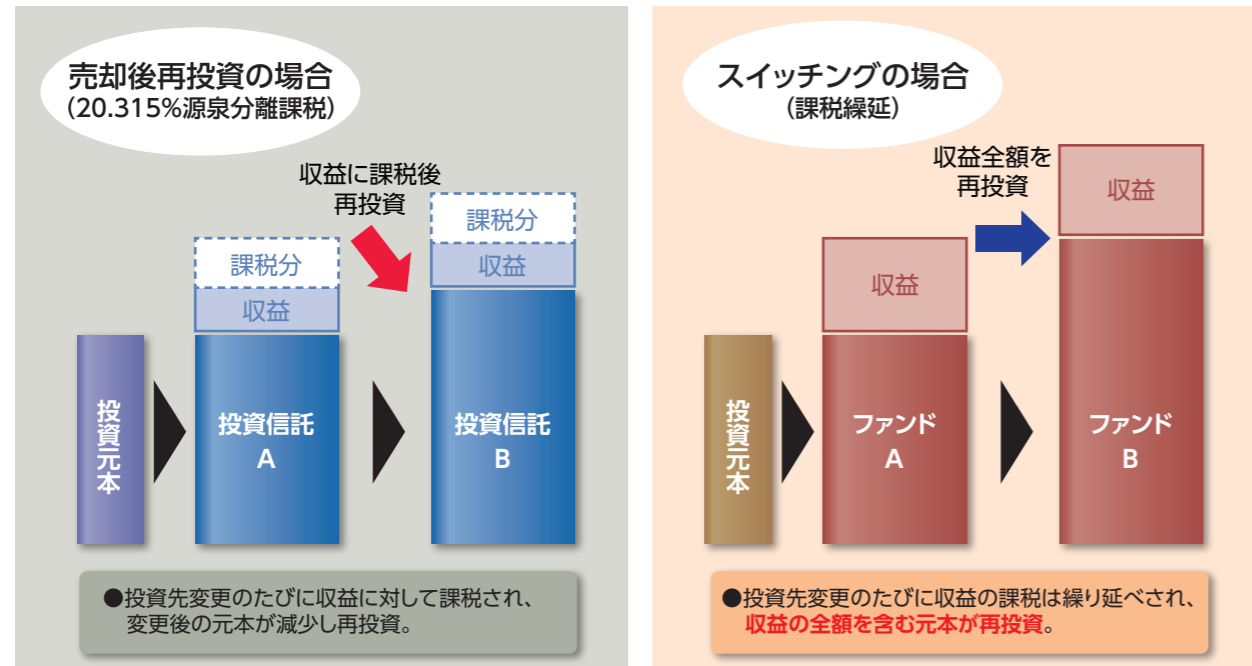
スイッチングの効果的な活用方法



※株式ファンドからバランスファンドへスイッチングした際に増額原資額がある場合、移転日に全額が特別勘定に繰り入れられます。

スイッチングの運用効率

- スイッチングをした場合、投資信託を売却・再投資するよりも、大きな投資効果が得られます。



スイッチングの受付方法について

- お電話もしくはインターネットサービス*1にて受付いたします。
*1 インターネットサービスのご利用には、お手続きが必要となります。

お電話(お客さまサービスセンター)

☎ **0120-302-572**

受付時間 9:00~17:00
※土・日・祝日等を除く

インターネットサービス(当社ホームページ)

インターネットサービスの
利用申込手続きについてはこちら ▶

スイッチングの流れについて(申込と移転のタイミング)

スイッチングの申込	特別勘定名	積立金移転日*1
申込日の 15時まで	安定バランス型	申込日
	日本株式型	
	ESG日本株式型	
	安定成長バランス型	申込日の翌営業日
	成長バランス型	
	世界株式型	
申込日の 15時以降	米国株式型	申込日の翌営業日
	ESG世界株式型	
	安定バランス型	
	日本株式型	
	ESG日本株式型	
	安定成長バランス型	
成長バランス型	申込日の翌々営業日	
世界株式型		
米国株式型		
	ESG世界株式型	

*1 移転元・移転先のいずれも含め、移転の対象となるすべての特別勘定の「積立金移転日」(上表)のうち、最も遅い日とし、この日のユニットプライスを用いて積立金の移転を行いません。

運用状況の確認方法について

- 当社ホームページにてご確認ください。また、運用状況をお知らせする通知をお客さま宛てにご郵送いたします。



- URL** <https://www.tdf-life.co.jp>
- 運用状況や運用レポート
 - 各種変更手続き
 - 契約内容照会
 - 積立金の移転(スイッチング)



- ☎ **0120-302-572** 受付時間9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)
- ご契約内容やご住所の変更等の受付
 - ご契約内容に関するご質問、お問合せの受付
 - 運用状況のご照会受付
 - ご解約・給付金のご請求受付
 - 積立金の移転(スイッチング)の受付



- 「ご契約内容のお知らせ」(年1回、毎年の契約応当日以降に発送)
- 「業績のお知らせ」[特別勘定の現況(決算のお知らせ)](年1回、年度末(3月末)で作成、7~8月に発送)

Q&A よくいただくご質問にお答えします

Q1 毎月のコツコツ積立額の支払いが困難なときはどうしたら良いですか？

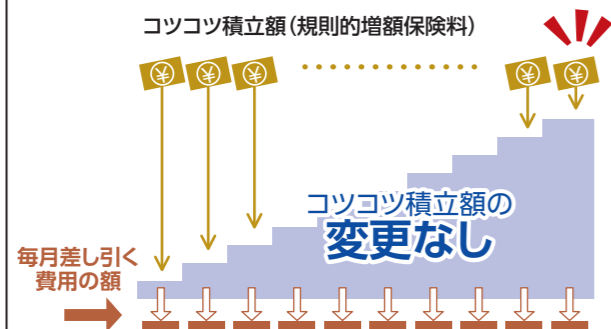
A1 [コツコツ積立額のみ減額・中断]

契約1年後から、毎月のコツコツ積立額を減額したり、中断することが可能です。
ただし、ご契約の締結等に必要費用(保険関係費用)の総額は変わらずに、かつ毎月継続して差し引かれるため、コツコツ積立額を大幅に減額したり、中断し続けたりした場合、積立金不足により保険契約が消滅する恐れがありますのでご注意ください。

1

この保険の保険関係費用は、「コツコツ積立額」が保険期間満了まで毎月払い込まれることを前提に計算されています。

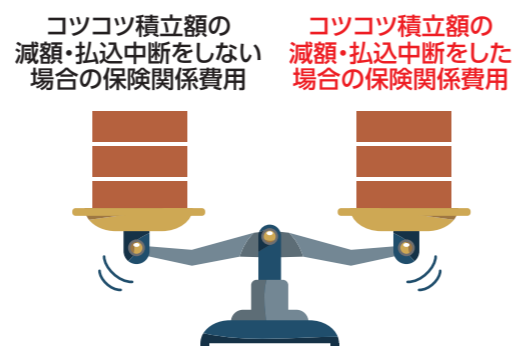
【イメージ】



2

コツコツ積立額の減額や払込中断をした場合でも、積立金額から差し引かれる保険関係費用の額は減りません。

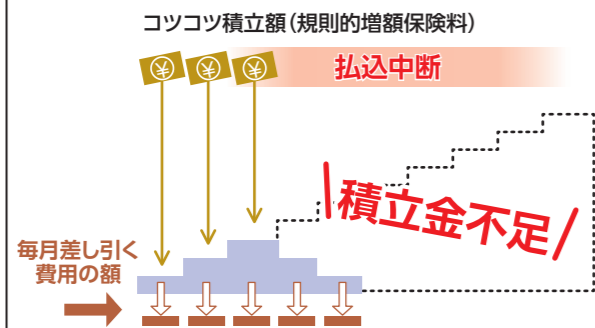
【イメージ】



3

そのため、減額・払込中断後も一定の費用が継続して差し引かれることにより積立金額が保険関係費用を下回り、基本保険金額(払込保険料累計額)が所定の金額以上となるように増額されなかった場合、ご契約が解約となります。

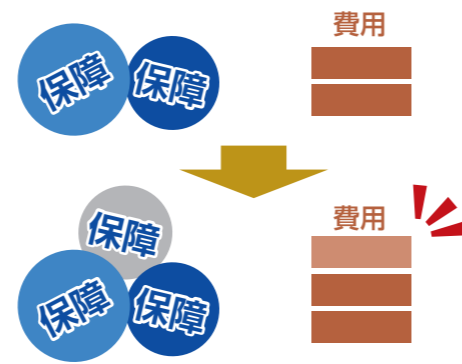
【イメージ】



4

特約の付加により保障が手厚くなっているご契約の場合、差し引かれる費用も多くなるため特にご注意ください。

【イメージ】



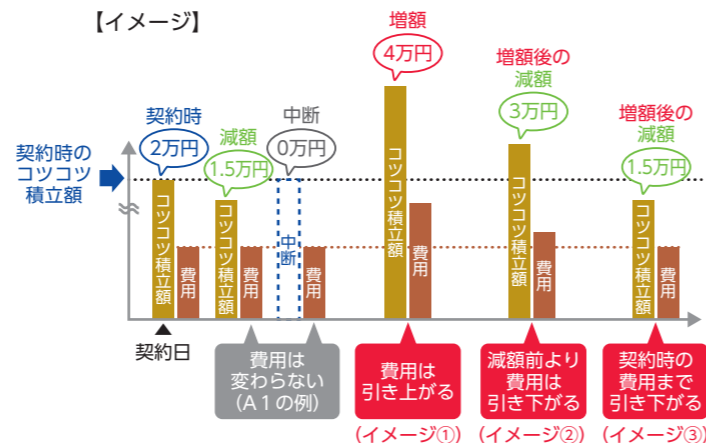
《ご参考》

コツコツ積立額を増減額した場合の取扱い

コツコツ積立額を増減額した場合、「契約時に定めたコツコツ積立額」と「増減額後のコツコツ積立額」を比較していずれか大きい金額を基準に、以後その金額が継続するものとして、ご契約の締結等に必要費用(保険関係費用)を決めています。

- 保険期間中、「契約時に定めたコツコツ積立額」より増額をした場合は、以後その金額でのコツコツ積立額が継続するものとしてご契約の締結等に必要費用は引き上がります。(イメージ①)
- その後、コツコツ積立額を減額した場合は、以後その金額が継続するものとしてご契約の締結等に必要費用は引き下がります。(イメージ②)
ただし、契約時より引き下がることはありません。(イメージ③)

【イメージ】



コツコツ積立額は、積み立てを長期間継続することを前提に、無理のない金額で設定いただきますようお願いいたします。

A2 [コツコツ積立額と積立金額の同時減額(一部解約)]

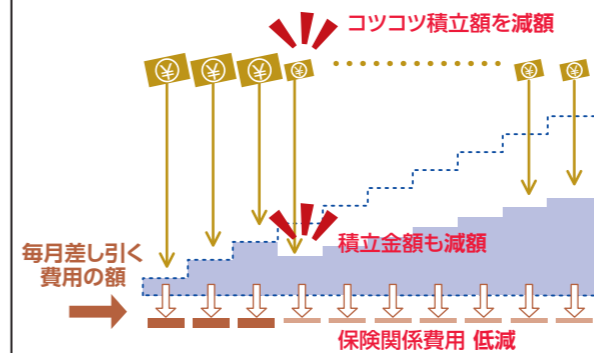
契約1年後から、コツコツ積立額の減額と同時に積立金額も同じ比率で減額(一部解約)することで、ご契約の締結等に必要費用を低減させることもご選択いただけます。
ただし、契約日から10年未満で積立金額の減額を行なう場合、減額をした場合に必要費用を積立金額から控除します。また積立金額を減額した場合、基本保険金額も同じ比率で減額*1されます。

*1 コツコツ積立額の減額と同時に積立金額も同じ比率で減額する場合、減額後の基本保険金額が1万円未満となる取扱いはできません。

1

A1の例とは異なり、コツコツ積立額の減額と同時に積立金額の減額を行なうと保険関係費用が引き下がります。

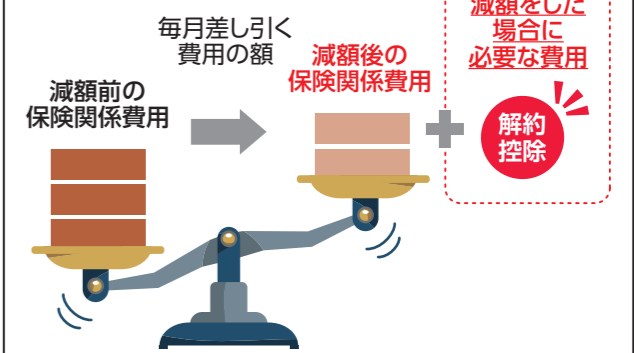
【イメージ】



2

ただし、契約日から10年未満で積立金額の減額を行なう場合、減額をした場合に必要費用を積立金額から控除します。ご注意ください。

【イメージ】



A2の場合、各判定日(くわしくはP.26をご覧ください)における最低基本保険金額を下回る可能性があります。その場合、最低基本保険金額の条件を満たすように払込期日までに増額が必要になりますのでご注意ください。

取扱い	費用	その他考慮が必要な点
A1 コツコツ積立額のみ減額・中断	保険関係費用は変わらない	変わらない費用を差し引くため積立金が不足してしまう恐れがある
A2 コツコツ積立額と積立金額の同時減額(一部解約)	保険関係費用を下げることができる	10年未満の積立金額の減額には解約控除がかかる 基本保険金額も減額される

Q2 まとまったお金が必要なときはどうしたら良いですか？

A [積立金額のみ減額]

積立金額のみ減額をすることで解約払戻金を受け取ることができます。
ただし、契約日から10年未満で積立金額の減額を行なう場合、減額をした場合に必要費用を積立金額から控除します。また積立金額を減額した場合、基本保険金額も同じ比率で減額*2されます。

*2 積立金額のみ減額をする場合、減額後の基本保険金額が50万円未満となる取扱いはできません。

Q&A よくいただくご質問にお答えします

Q3 保険料の振込と、特別勘定繰入のタイミングについて教えてください

A 保険料の特別勘定への繰入日は、つぎのいずれか遅い日末(その日が営業日でない場合は翌営業日末)となります。

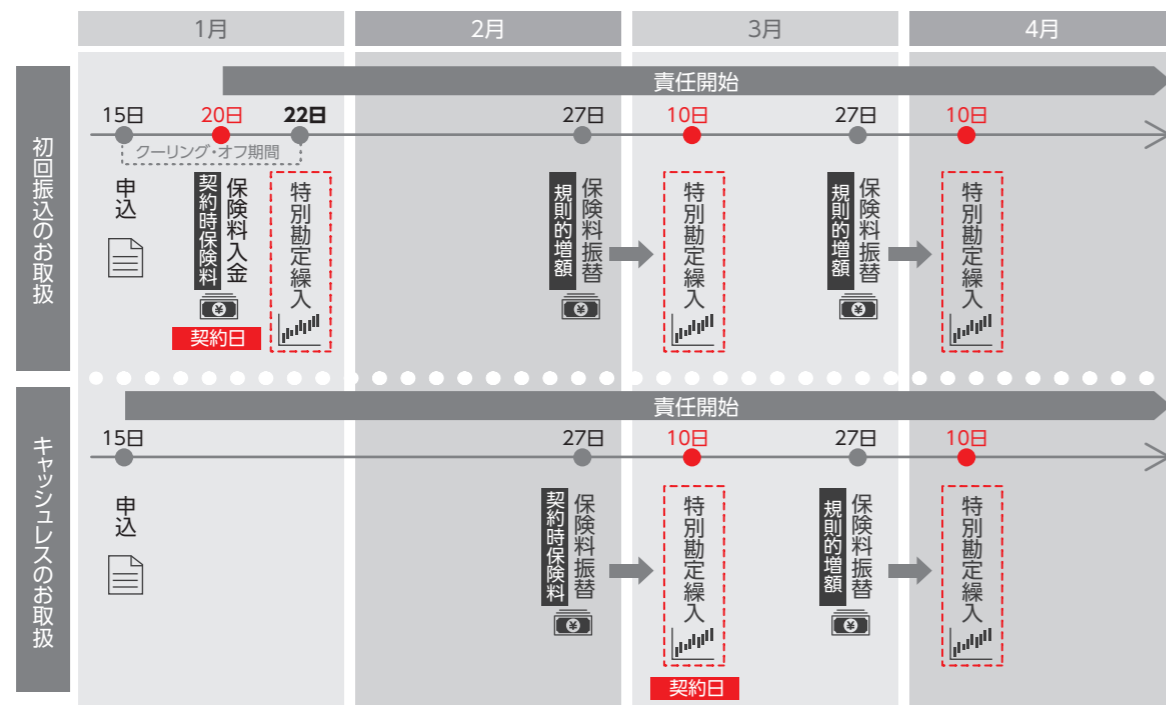
①申込日からその日を含めて8日目 ②契約日 ③承諾日

契約時保険料を「初回振込」でお取扱いする場合と「キャッシュレス」でお取扱いする場合とでは、特別勘定繰入のタイミングが異なります。また、ご契約と同時にドルコスト平均プラス特約による増額を行なう場合には、契約時保険料のうち、増額原資に相当する保険料の全額は一旦、一般勘定に繰り入れられます。

それぞれのケースでの特別勘定繰入のタイミングはつぎのとおりとなります。

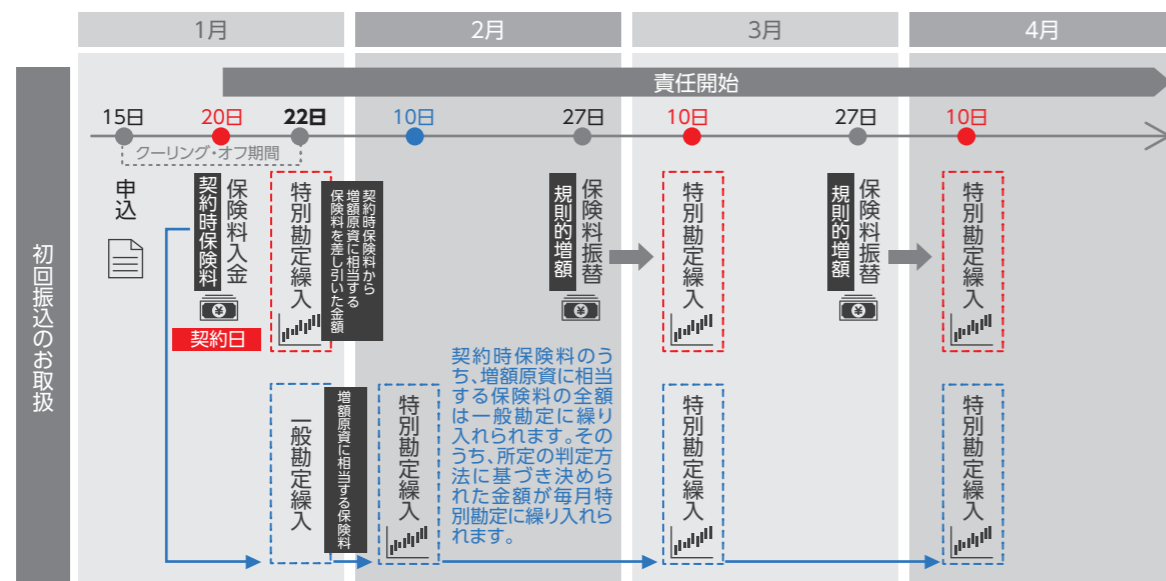
【特別勘定繰入のタイミング イメージ】

●規則的増額のみの場合、もしくはドルコスト平均プラス特約を付加せずご契約と同時に増額を行なう場合



※キャッシュレスのお取扱の場合には、規則的増額のみのお取扱となります。

●ご契約と同時にドルコスト平均プラス特約による増額を行なう場合



充実したアフターフォロー

お電話やインターネットで簡単に手続き・ご請求ができます

ご契約に関するサービス

		電話サービス	インターネットサービス
情報提供	契約内容照会	●	●
	運用状況のお知らせ	*1	*1
電話・インターネットで完結するお手続き	住所変更、生命保険料控除証明書の再発行 積立金の移転	●	●
	随時増額 ※増額保険料の振込が別途必要です。	●	●
	解約 ※お申込時に振込先口座を申告いただいた契約者で 基本保険金額(払込保険料累計額)が5,000万円以下の場合に限りです。	●	●
書類が必要なお手続き	解約	●	●
	死亡保険金(各種給付金)請求	●	●
	名義変更/改姓、保険証券再発行 契約内容の変更 ※積立金額の減額は電話サービスのみとなります。	●	●

ご利用いただけるサポート

		ご照会	ご利用申込*2
健康相談・健康サポート	M3 Patient Support Program® スマートフォンやパソコンから24時間365日、 医師に相談できる等のサービスを提供します。	●	●
権利や財産を守るためのご相談先紹介サービス	成年後見センター・リーガルサポート (くわしくはこちらから) 成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や 財産を守るためのご相談先を紹介するサービスです。	●	●
大切なご契約をご家族がサポート	ご家族あんしんサービス(ご家族登録制度) (くわしくはこちらから) 契約者だけでなく登録されたご家族でも、ご契約内容の ご確認や手続き書類の送付依頼ができる制度です。	●	●
介護・認知症サポート	介護コンシェル お客さまの「介護」や「認知症」に関する不安や お悩みの解決を充実のサービスでサポートします。 ※対象のご契約の場合に限りです。	●	●
健康増進・オフタイム充実コンテンツ	T&Dクラブオフ 国内外のリゾートホテルやレジャー施設等が お得な優待料金でご利用いただけます。	●	●

*1 こちらはショートメッセージサービスでの情報提供となります。

*2 「T&Dクラブオフ」については、T&Dクラブオフアライアンス事務局で承ります。

※サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。

※「ご利用いただけるサポート」について、くわしくはご契約時にお渡しする「サービスガイド」をご確認ください。

※「M3 Patient Support Program®」は「エムスリー株式会社」、「介護コンシェル」は「株式会社インターネットインフィニティ」、「T&Dクラブオフ」は「株式会社リロクラブ」が、T&Dフィナンシャル生命との提携により提供するサービスです。

※これらのサービスやサポートは、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

インターネットサービスのご利用について

初めてインターネットサービスをご利用の際は、利用申込手続きが必要となります。

インターネットサービスの
利用申込手続きに
ついてはこちら



契約締結前交付書面(契約概要)

変額保険(災害加算・I型)

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。
- 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号 …… T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- 住所 …… 〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
- お問合せ先 …… T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
☎ **0120-302-572**
ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>

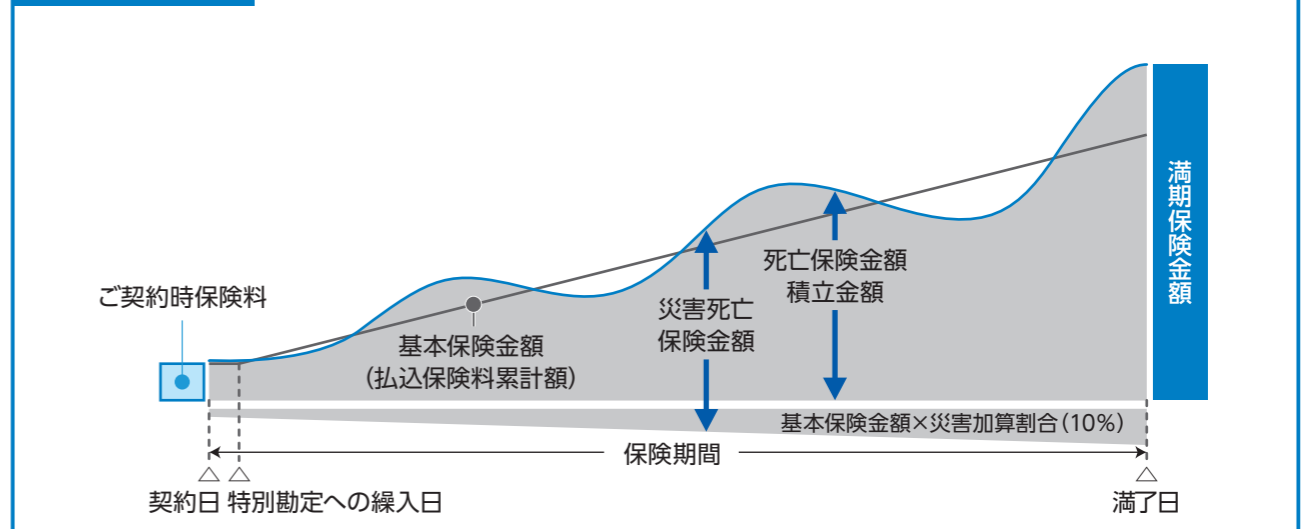
2 この商品の仕組みについて

- 「ハイブリッド つみたて ライフ」は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額保険(生命保険)です。
- 払込保険料を、申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日(その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日)末に特別勘定に繰り入れます。なお、基本保険金額の増額(随時の増額)を行なった場合、基本保険金額の増額に対応する保険料は、増額日、承諾日のいずれか遅い日(その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日)末に特別勘定に繰り入れます。

- 特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格などにより変動します。
- 死亡保険金最低保証特約を付加していない場合、災害死亡保険金額または死亡保険金額は、特別勘定の運用実績により、**払込保険料累計額を下回る可能性があります。**
- 満期保険金額は、特別勘定の運用実績により、**払込保険料累計額を下回る可能性があります。**
- 解約払戻金額は、特別勘定の運用実績および解約控除額の適用により、**払込保険料累計額を下回る可能性があります。**

しくみ図(イメージ)

しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



基本保険金額について


- 災害死亡保険金を支払う際に基準となる金額として、保険契約の締結または基本保険金額の増額の際、契約者の申出により、会社の取扱範囲内で定めた金額をいいます。この場合、保険契約の締結の際は、基本保険金額相当額をこの保険契約の一時払保険料とし、基本保険金額の増額の際は、増額部分の基本保険金額相当額を増額部分の保険料とします。ただし、保険契約の締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

積立金・積立金額について

- 積立金とは、特別勘定資産のうち、この保険契約に係る部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。
- 積立金額は、会社の定める方法により計算した金額となります。
- 保険期間中に、契約者の申出により特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。この場合、同一保険年度における12回をこえる移転については、1回の移転に対して1,000円に相当する金額を、会社の定める方法により積立金から差し引きます。
- 月単位の契約応当日の前日末において、積立金額が保険関係費用を下回った場合は、その属する月の翌々の月単位の契約応当日の前日(以下「増額期日」といいます)までに、基本保険金額(払込保険料累計額)が所定の金額以上となるように基本保険金額を増額してください。


- 増額期日までに、上記の増額が行なわれなかった場合は、ご契約は増額期日に解約されたものとし消滅します。この場合、解約払戻金から控除すべき保険関係費用を控除した残額があるときは、これを契約者にお支払いします。

3 保障内容について

名称	お支払事由	お支払金額	お受取人
災害死亡保険金	被保険者が、保険期間中につきのいずれかを直接の原因として死亡したとき 1. 責任開始期(基本保険金額の増額が行なわれた場合の増額部分については、基本保険金額の増額の際の責任開始期。以下、同様とします。)以後に生じた不慮の事故による傷害 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症	被保険者が死亡した日の死亡保険金額と、基本保険金額に災害加算割合(10%)を乗じた金額の合計額	死亡保険金受取人
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に災害死亡保険金のお支払事由に該当せずに死亡したとき  死亡保険金最低保証特約を付加したご契約の死亡保険金額のお取扱について、くわしくはP.27「契約概要」[5]主な特則・特約について(死亡保険金最低保証特約)をご覧ください。	被保険者が死亡した日の積立金額	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者が、保険期間満了時まで生存したとき	保険期間満了時の積立金額	満期保険金受取人

※特別勘定への繰入日後の被保険者が死亡した日において、その日までに発生し差し引くべき保険関係費用があるときは、お支払金額は当該保険関係費用を差し引いた金額とします。

※所定の感染症について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

 ●災害死亡保険金と死亡保険金は、重複してお受取りいただくことはできません。なお、災害死亡保険金または死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

●契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合等は、災害死亡保険金または死亡保険金のお支払ができない場合があります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

4 基本保険金額の増額について

基本保険金額の増額(随時の増額)について

■臨時収入などの余裕資金ができた場合や市場の動向を注視しながら、契約者のご都合にあわせて基本保険金額を増額することができます。

■基本保険金額の増額は、被保険者の同意および当社の承諾が必要です。また、当社の定める方法および当社の取扱範囲内で一時払保険料の特別勘定への繰入日の翌日以後、保険期間中にかぎり基本保険金額の増額をお取扱いたします。

■当社は、基本保険金額の増額を承諾した場合、随時増額保険料相当額を受け取った時からご契約上の責任を開始し、この日を増額日とします。

※基本保険金額の増額(随時の増額)について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

基本保険金額の規則的増額について

■この保険では、基本保険金額を規則的に増額することができます。

■基本保険金額の規則的増額は、被保険者の同意および当社の承諾が必要です。また、当社の定める方法および当社の取扱範囲内で保険期間中に限り、基本保険金額の規則的増額をお取扱いたします。

■基本保険金額の規則的増額部分の保険料のお払込方法(経路)はつぎのとおりです。

- 口座振替扱
当社が保険料振替口座を取扱可能な金融機関の契約者の口座から保険料が自動的に振り替えられます。
- クレジットカード扱
当社が保険料決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社との間で締結された会員規約等に基づき、当社の定める範囲内でクレジットカードにより保険料をお払込みいただくことができます。

■規則的増額部分の責任開始の日の属する月の翌月10日が増額日になります。

■保険期間中であれば、当社の定める範囲内で保険料のお払込方法(経路)を変更することができます。

■基本保険金額の規則的増額に対応する保険料が払い込まなかった場合は、その回の基本保険金額の規則的増額を行ないません。

■契約者は、保険期間中にかぎり、増額する金額の増額*1をすることができます。また、契約日から1年を経過している場合にかぎり、増額する金額の減額、基本保険金額の規則的増額の中断・再開をすることができます。*2

*1 ただし、増額する金額を増額する場合は被保険者の同意および会社の承諾を得ることを要します。

*2 ご契約時に定めた規則的増額の金額を下回って規則的増額を下げた場合、または中断をした場合、ご契約の締結等に必要となる費用は変更されることはありません。また、これらの費用の発生が中断されることはありません。

※基本保険金額の規則的増額について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

最低基本保険金額について

■基本保険金額の規則的増額をする場合、各判定日における最低基本保険金額はつぎのとおりです。

	判定日	最低基本保険金額
第1回目	保険契約締結時部分の責任開始の日からその日を含めて1年経過した日の属する月の末日(以下「判定基準日」といいます)	5万円
第2回目	判定基準日の1年後の応当日	10万円
第3回目	判定基準日の2年後の応当日	15万円
第4回目	判定基準日の3年後の応当日	20万円
第5回目	判定基準日の4年後の応当日	25万円
第6回目	判定基準日の5年後の応当日	30万円
第7回目	判定基準日の6年後の応当日	35万円
第8回目	判定基準日の7年後の応当日	40万円
第9回目	判定基準日の8年後の応当日	45万円
第10回目	判定基準日の9年後の応当日	50万円

■各判定日において、最低基本保険金額に満たない場合、つぎのとおり取り扱います。

1. 契約者は、その判定日の属する月の翌々月末日(以下「払込期日」といいます。)までに、基本保険金額が最低基本保険金額以上となるように、基本保険金額を増額してください。
2. 払込期日までに増額が行なわれなかった場合、この保険契約はその払込期日に解約されたものとし、解約払戻金があるときは、契約者にお支払いします。

※最低基本保険金額について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5 主な特則・特約について

名称	概要								
責任開始期に関する特則 (ご契約時に適用可能)	<ul style="list-style-type: none"> この特則を適用することにより、T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、契約申込書の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します。 								
死亡保険金最低保証特約 (ご契約時に付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> この特約を付加することにより、死亡保険金額のお取扱はつぎのとおりとなります。 【死亡保険金額のお取扱】 最低保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、被保険者がお亡くなりになった日の基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額をお支払いします。 最低保証期間は、主契約の保険期間と同一となります。 積立金額が基本保険金額を下回っている場合にのみ、死亡保険金を最低保証するために、「死亡保険金を最低保証するために必要な費用*1」をご負担いただきます。 契約者は最低保証期間中に限り、この特約を解約することができます。 								
基準価格参照型増額原資充当特約 (ドルコスト平均プラス特約) (ご契約時もしくは基本保険金額の増額時に必ず付加) ※ただし、対象特別勘定を指定された場合に限りです。	<ul style="list-style-type: none"> この特約を付加することにより、払い込まれた増額原資を主契約の基本保険金額の増額部分の保険料に充当することができます。 この特約を付加する場合、付加時に基本増額金額を設定いただきます。 判定日における基準価格に対する対象特別勘定単位価格の水準に応じて、判定日に増額原資からつぎに定める金額を差し引き、その金額を増額保険料に充当します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象特別勘定単位価格の水準</th> <th>増額保険料に充当する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準価格に上値乖離率(105%)を乗じた金額超となる場合</td> <td>基本増額金額に上値充当率(0.5倍)を乗じた金額</td> </tr> <tr> <td>基準価格に下値乖離率(95%)を乗じた金額以上、上値乖離率(105%)を乗じた金額以下となる場合</td> <td>基本増額金額</td> </tr> <tr> <td>基準価格に下値乖離率(95%)を乗じた金額未満となる場合</td> <td>基本増額金額に下値充当率(2.0倍)を乗じた金額</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> つぎのいずれかに該当した場合は、判定日に増額原資の全額を増額保険料に充当します。 <ol style="list-style-type: none"> 増額原資から増額保険料に充当する金額を差し引いた金額が、当社の定める金額に満たない場合 増額原資が増額保険料に充当する金額に満たない場合 判定日において増額原資がない場合は、増額保険料の充当、基本保険金額の増額のお取扱を行いません。 主契約の保険金が支払われる場合、つぎのとおり取り扱います。 <ul style="list-style-type: none"> ■死亡保険金、満期保険金が支払われる場合 保険金の支払事由に該当した日の増額原資を、保険金に合算して保険金の受取人にお支払いします。 ■災害死亡保険金が支払われる場合 保険金の支払事由に該当した日の増額原資に災害加算割合を乗じた金額を加算のうえ、保険金に合算して保険金の受取人にお支払いします。 主契約の基本保険金額の規則的増額を中断している場合でも、この特約における増額原資があるときは、増額保険料への充当が継続されるものとします。 	対象特別勘定単位価格の水準	増額保険料に充当する金額	基準価格に上値乖離率(105%)を乗じた金額超となる場合	基本増額金額に上値充当率(0.5倍)を乗じた金額	基準価格に下値乖離率(95%)を乗じた金額以上、上値乖離率(105%)を乗じた金額以下となる場合	基本増額金額	基準価格に下値乖離率(95%)を乗じた金額未満となる場合	基本増額金額に下値充当率(2.0倍)を乗じた金額
対象特別勘定単位価格の水準	増額保険料に充当する金額								
基準価格に上値乖離率(105%)を乗じた金額超となる場合	基本増額金額に上値充当率(0.5倍)を乗じた金額								
基準価格に下値乖離率(95%)を乗じた金額以上、上値乖離率(105%)を乗じた金額以下となる場合	基本増額金額								
基準価格に下値乖離率(95%)を乗じた金額未満となる場合	基本増額金額に下値充当率(2.0倍)を乗じた金額								

名称	概要
終身保険移行特約 (中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> この特約を付加することにより、解約払戻金の全部*2を原資とした定額終身保険に移行することができます。 終身保険移行日以後は、特別勘定での運用を行いません。 定額終身保険移行後、特別勘定による運用実績の変動の影響は受けません。 この特約のみの解約をすることができません。
介護認知症年金支払移行特約*3 (軽度介護保障特則適用) (ご契約時もしくは中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> この特約を付加することにより、被保険者の年齢が40歳以上かつ契約日から1年経過以後、被保険者が公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定され、介護認知症年金への移行を請求された場合、解約払戻金の全部*2を原資として将来の保険金等に代えて、介護認知症年金を生涯にわたって受け取ることができます。 この特約を付加し介護認知症年金支払に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。 年金額が10万円に満たない場合、お取扱いきません。*4 契約者はこの特約の年金支払開始日前に限り、この特約を解約することができます。 <p>※この特約を付加した場合、軽度介護保障特則が必ず適用されます。そのため、この特則を適用した保障内容を記載しています。</p>
年金支払移行特約(I型) (契約日から1年を経過している場合に付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> この特約を付加することにより、解約払戻金の全部*2を原資として将来の保険金等に代えて、年金受取に移行することができます。 この特約を付加し年金支払に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。 この特約を付加することにより受け取れる年金の種類は、「確定年金」「保証期間付終身年金」「年金原資確保型終身年金」です。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 年金額が10万円に満たない場合、お取扱いきません。*5 被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります。 この特約のみの解約をすることができません。
新遺族年金支払特約 (中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> この特約を付加することにより、死亡保険金・災害死亡保険金の全部または一部を、一時金に代えて確定年金で受け取ることができます。 この特約を付加し確定年金を受け取る場合、特別勘定での運用は行いません。 年金額が10万円に満たない場合、お取扱いきません。 契約者は死亡保険金・災害死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。
指定代理請求特約 (ご契約時もしくは中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> この特約を付加することにより、年金等の受取人である被保険者が年金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が年金等の受取人の代理人として、年金等を請求することができます。

*1 死亡保険金を最低保証するために必要な費用について、くわしくはP.34「注意喚起情報」をご覧ください。
 *2 この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません。
 *3 死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡した場合、年金原資額からお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。
 *4 介護認知症年金受取人が、年金支払開始日に介護認知症年金の一括請求をする場合を除きます。
 *5 年金の種類が確定年金または年金原資確保型終身年金の場合で、特約年金受取人が、年金支払開始日に年金の一括請求をする場合を除きます。

6 ご契約の引受条件について

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	0~80歳	
規期的増額 (月々のお支払)	平常月	指定月 (指定月にお支払を割増される場合)
	1万円以上、10万円以下 (1,000円単位)	毎月の規期的増額に1,000円を 加算した金額以上、100万円以下 (1,000円単位)
基本保険金額の増額 (ご契約時追加保険料* ¹ をいただく場合 随時に増額をされる場合)	10万円以上、9億円以下 (1,000円単位)	
保険期間	年満了* ²	10年・15年・20年・25年・30年満了
	歳満了	50~90歳満了(10年以上の各歳刻み)
保険料払込方法	回数	一時払(規期的増額保険料は年12回)
	経路	口座振替扱、クレジットカード扱* ³

*1 ご選択の特別勘定が株式ファンドの場合には、増額原資額。

*2 保険期間の満了時に被保険者の年齢が90歳以下となるよう主契約の保険期間を設定ください。

*3 クレジットカード扱において、1契約1回あたりの支払保険料が10万円超となる場合、取り扱っておりません。

※同一の被保険者について、基本保険金額は「変額保険(災害加算・I型)」(すでに加入されているこの保険を含みます)を通算して10億円を超えることはできません。

※この保険は金融情勢等によっては、一部の契約形態において、お取扱を一時停止する場合があります。



●一時払保険料等、具体的なお契約の内容については、「契約申込書」に記入*¹していただきますので、お申込の際には、この「契約概要」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

*1 電磁的方法による場合は申込画面への入力。

7 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8 解約払戻金について

■この保険は解約・減額をすることができます。

■解約の場合の解約払戻金額は、解約日における「積立金額」から「解約控除額」を差し引いた金額となります。

※解約日が特別勘定への繰入金前の場合には、基本保険金額に相当する金額を解約払戻金としてお支払いします。

■解約払戻金のお支払日が特別勘定への繰入金後で、控除すべき保険関係費用がある場合には、その保険関係費用を解約払戻金から差し引きます。この時計算された金額が負の値となる場合には、解約払戻金のお支払はありません。

■解約日まで保険料が払い込まれていない場合、解約払戻金のお支払はありません。

■一部解約(積立金額の減額)の場合の解約払戻金額は、減額日における「積立金額の減額部分」から「解約控除額」を差し引いた金額となります。

※積立金額を減額した場合、基本保険金額および各特別勘定の積立金額も同時に同じ割合で減額されます。

※減額日が特別勘定への繰入金前の場合には、積立金額に代えて、減額する基本保険金額をご指定いただけます。

※解約控除額についてくわしくはP.36「注意喚起情報」をご覧ください。



●解約払戻金額の最低保証はありません。特別勘定の運用実績および解約控除額の適用により、**解約払戻金額は払込保険料累計額を下回る可能性があります。**

9 特別勘定グループおよび特別勘定の種類などについて

■お申込みいただいた保険料は1つの特別勘定に繰り入れることができます。

■この保険では、1つまたは2つ以上の特別勘定を1つの特別勘定グループとして設定しています。

■契約者をご契約時、基本保険金額の増額時、または積立金の移転の際にご選択いただける特別勘定は、「ハイブリッド つみたて ライフ (HT型)」の特別勘定グループに属する特別勘定(今後T&Dフィナンシャル生命がこのグループの特別勘定に新たに定めるものを含む)に限定されます。

■特別勘定グループに属する特別勘定および各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の運用方針などはつぎのとおりです。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託の運用方針
安定 バランス型 (871)	《投資信託名》円資産インデックスバランス<円奏会ベーシック>(適格機関投資家専用) 《運用会社》東京海上アセットマネジメント株式会社 ◆3つの円建て資産に分散投資をすることにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式15%、日本REIT15%を基本とします。
安定成長 バランス型 (872)	《投資信託名》財産3分法(適格機関投資家専用) 《運用会社》アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 ◆各資産への投資比率は不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%とし、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長を目指します。一部の資産を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
成長 バランス型 (873)	《投資信託名》グローバル3倍3分法(適格機関投資家専用) 《運用会社》アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 ◆世界の株式やREITなどの現物の組入総額と株価指数先物取引や国債先物取引の買建総額の組入合計額が、信託財産の純資産総額の3倍相当額となるように投資を行いません。原則として、為替ヘッジを行いません。

9 特別勘定グループおよび特別勘定の種類などについて(つづき)

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託の運用方針
日本株式型 (887)	《投資信託名》日経225インデックス(適格機関投資家専用) 《運用会社》東京海上アセットマネジメント株式会社 ◆日経225(配当込み)に連動する投資成果の達成を目標として運用を行いません。信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引を利用することがあります。
世界株式型 (874)	《投資信託名》先進国株式インデックス(適格機関投資家専用) 《運用会社》東京海上アセットマネジメント株式会社 ◆MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行なうことを基本とします。信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。原則として、為替ヘッジを行いません。
米国株式型 (875)	《投資信託名》インデックスファンドNASDAQ100(適格機関投資家専用) 《運用会社》アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 ◆米国の株式市場を代表する指数「NASDAQ100指数(税引後配当込み、円換算ベース)」に連動する投資成果を目指して運用を行いません。原則として、為替ヘッジを行いません。
ESG 日本株式型 (888)	《投資信託名》インデックスファンド日本株女性活躍指数(適格機関投資家専用) 《運用会社》大和アセットマネジメント株式会社 ◆MSCI社の基準に基づき、各業種から女性活躍度の高い企業を選定する「MSCI日本株女性活躍指数(配当込み)」との連動を目指して運用を行いません。
ESG 世界株式型 (889)	《投資信託名》全世界株式ESGインデックス(適格機関投資家専用) 《運用会社》大和アセットマネジメント株式会社 ◆日本を含む世界の主要先進国および新興国の大型株・中型株の中から、業種内において、相対的にESG評価が優れた企業で構成される指数「MSCI ACWI ESG Leaders指数(税引後配当込み、円ベース)」に連動する投資成果を目指して運用を行いません。原則として、為替ヘッジを行いません。

■特別勘定(ファンド)の主な投資リスクには、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなどがあります。この保険では資産の運用実績が直接、積立金額、死亡保険金額、災害死亡保険金額、解約払戻金額などに反映されることから、資産の運用成果および投資リスクはともに契約者に帰属します。

※この保険では、販売する募集代理店などにより異なる「特別勘定グループ」を取り扱う場合があります。



●各特別勘定の主な投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。また、新たな特別勘定を設定したり、すでに設定された特別勘定を廃止することや複数の特別勘定を統合することがあります。

●各特別勘定について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※これらの投資信託は主としてマザーファンド受益証券に投資するため、マザーファンドを通じた実質的な運用方針を記載しております。

10 特別勘定資産の評価方法について

■日々、特別勘定資産の評価を行ない、その実績を積立金の増減に反映します。

■特別勘定資産の評価方法は、つぎのとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更することがあります。

- ①有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱が適当とされる資産については、時価評価を行いません。ただし、当日の価格入手が困難な有価証券などについては、前日の価格を用いて時価評価を行いません。
- ②上記①以外の資産については、原価法によるものとします。
- ③為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引により生じる債権および債務については、時価評価するものとし、その評価差額(含み損益)を損益に計上するものとします。

11 諸費用について

■ご契約の維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用についてくわしくはP.33「注意喚起情報」をご覧ください。

契約締結前交付書面(注意喚起情報)

変額保険(災害加算・I型)

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険に係る費用はつぎの合計となります

●保険期間中

項目	内容	費用
保険関係費用	主契約 ご契約の締結等に 必要な費用	<p>年率 0.31%~2.40%</p> <p>ご契約の締結等に必要の費用の総額(契約日から保険期間満了)は、基本保険金額の平均値に上記の費用(年率)と保険期間(年数)を乗じて計算します。基本保険金額の平均値は、契約時に設定した規則的増額*1が保険期間満了まで継続すると仮定した各年度の基本保険金額の合計を保険期間(年数)で割った金額です。</p> <p>【月単位の契約応当日の前日末に控除】</p> <p>*1 保険期間中に規則的増額の金額を引き上げた場合は、以後その金額での規則的増額とします。</p> <p>*ご契約の締結等に必要の費用は、被保険者の年齢・性別、保険期間などにより異なります。</p> <p>*随時の増額(ご契約時を含む)をされた場合でも上記年率の範囲を超えることはありません。なお、随時の増額部分の費用は、随時の増額による基本保険金額に対して、契約日から10年未満は年率0.8%、10年以上は年率0.32%となります。</p>

この保険に係る費用はつぎの合計となります

項目	内容	費用
保険関係費用	特約 死亡保険金を 最低保証 するために 必要な費用	<p>年率 0.0060%~15.3015%(被保険者の年齢・性別*2により異なります。)</p> <p>基本保険金額と積立金額の差額に対して、死亡保険金を最低保証するために必要な費用(年率) / 365を乗じた金額</p> <p>【月単位の契約応当日の前日末に控除】</p> <p>*積立金額が基本保険金額を下回っている日のみが対象となります。</p> <p>*2 被保険者の年齢・性別により異なる死亡保険金を最低保証するために必要な費用(年率)について、くわしくはP.37をご覧ください。</p>
運用に関する費用	特別勘定の運用に必要な費用	<p>各特別勘定ごとにつぎのとおりとなります。</p> <p>各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、運用に関する費用*3(年率) / 365</p> <p>【毎日控除】</p> <p>*3 各特別勘定ごとの運用に関する費用について、くわしくはP.35をご覧ください。</p>
積立金移転費	積立金を移転する際に必要な費用	<p>1保険年度の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。</p> <p>①12回以下:無料</p> <p>②13回以上:13回目から1回につき1,000円</p> <p>【移転時に毎回控除】</p>

⚠ この保険に係る費用はつぎの合計となります

各特別勘定ごとの運用に関する費用*4

特別勘定	費用
安定バランス型	年率 0.352% （税抜0.320%）
安定成長バランス型	年率 0.517% （税抜0.470%）
成長バランス型	年率 0.407% （税抜0.370%）
日本株式型	年率 0.275% （税抜0.250%）
世界株式型	年率 0.286% （税抜0.260%）
米国株式型	年率 0.418% （税抜0.380%）
ESG日本株式型	年率 0.330% （税抜0.300%）
ESG世界株式型	年率 0.330% （税抜0.300%）

*4 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。なお、運用に関する費用は、将来変更される可能性があります。

●年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取りになる場合

項目	費用
年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0% *5 (年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に控除します)*6

- *5 年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。
- *6 つぎの年金額については、年金の支払管理等に必要な費用は控除されません。
 - ・確定年金の場合：年金支払期間の最終年の年金額
 - ・保証期間付終身年金の場合：保証期間の最終年の年金額
 - ・年金原資確保型終身年金の場合：年金原資保証期間の最終年の年金額
 - ・介護認知症年金の場合：死亡一時金保証期間の最終年の年金額

⚠ この保険に係る費用はつぎの合計となります

●解約または減額をした場合

項目	費用
解約または減額をした場合に 必要な費用	契約日から10年未満で解約または積立金額の減額を行なう場合、①と②の合計の費用が解約または減額部分の積立金額から控除されます。

計算方法	
①	規則的増額の保険料(1年分) * 1 × 適用率(25%) × (1 - 経過月数 * 2 / 120)
②*3	随時の増額保険料等 * 4 × 3.5% × (1 - 経過月数 * 2 / 120)

- *1 契約時に定めた規則的増額の金額の12回分。
※指定月に保険料を割増して支払う場合は、指定月の規則的増額の金額の2回分と指定月以外の月の規則的増額の金額の10回分の合計。
※契約日から1年未満で解約または減額された場合は、控除時期までの経過月数+1回分が対象となります。
- *2 契約日から控除時期までの月数を表し、1か月未満は切り捨てとなります。
- *3 規則的増額保険料に相当する金額を上回る一時払保険料を支払った場合、または規則的増額以外の増額を行なった場合のみ計算します。
- *4 一時払保険料から規則的増額保険料に相当する金額を差し引いた金額と、規則的増額以外の増額金額の合計。



この保険に係る費用はつぎの合計となります

死亡保険金を最低保証するために必要な費用（年率）

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
0歳	0.0640%	0.0610%	30歳	0.0640%	0.0360%	60歳	0.6481%	0.3506%
1歳	0.0440%	0.0410%	31歳	0.0650%	0.0400%	61歳	0.7115%	0.3747%
2歳	0.0270%	0.0240%	32歳	0.0670%	0.0440%	62歳	0.7790%	0.3968%
3歳	0.0170%	0.0150%	33歳	0.0690%	0.0480%	63歳	0.8516%	0.4179%
4歳	0.0120%	0.0100%	34歳	0.0710%	0.0530%	64歳	0.9263%	0.4410%
5歳	0.0100%	0.0080%	35歳	0.0760%	0.0590%	65歳	1.0060%	0.4681%
6歳	0.0090%	0.0080%	36歳	0.0820%	0.0630%	66歳	1.0909%	0.5013%
7歳	0.0090%	0.0080%	37歳	0.0900%	0.0690%	67歳	1.1830%	0.5425%
8歳	0.0090%	0.0070%	38歳	0.0980%	0.0760%	68歳	1.2882%	0.5928%
9歳	0.0090%	0.0070%	39歳	0.1071%	0.0810%	69歳	1.4089%	0.6531%
10歳	0.0090%	0.0060%	40歳	0.1171%	0.0860%	70歳	1.5499%	0.7256%
11歳	0.0100%	0.0070%	41歳	0.1271%	0.0910%	71歳	1.7176%	0.8123%
12歳	0.0120%	0.0080%	42歳	0.1381%	0.0960%	72歳	1.9091%	0.9132%
13歳	0.0140%	0.0100%	43歳	0.1481%	0.1021%	73歳	2.1335%	1.0272%
14歳	0.0190%	0.0120%	44歳	0.1601%	0.1101%	74歳	2.3943%	1.1526%
15歳	0.0240%	0.0150%	45歳	0.1752%	0.1211%	75歳	2.7030%	1.2923%
16歳	0.0320%	0.0170%	46歳	0.1912%	0.1351%	76歳	3.0673%	1.4525%
17歳	0.0400%	0.0200%	47歳	0.2102%	0.1501%	77歳	3.4981%	1.6434%
18歳	0.0470%	0.0210%	48歳	0.2303%	0.1651%	78歳	4.0004%	1.8744%
19歳	0.0530%	0.0220%	49歳	0.2533%	0.1802%	79歳	4.5732%	2.1519%
20歳	0.0580%	0.0230%	50歳	0.2784%	0.1932%	80歳	5.2113%	2.4794%
21歳	0.0610%	0.0240%	51歳	0.3035%	0.2062%	81歳	5.9138%	2.8603%
22歳	0.0630%	0.0250%	52歳	0.3275%	0.2192%	82歳	6.7055%	3.2923%
23歳	0.0640%	0.0260%	53歳	0.3526%	0.2323%	83歳	7.6164%	3.8123%
24歳	0.0640%	0.0270%	54歳	0.3827%	0.2453%	84歳	8.6191%	4.4227%
25歳	0.0620%	0.0270%	55歳	0.4139%	0.2583%	85歳	9.7052%	5.0956%
26歳	0.0610%	0.0280%	56歳	0.4520%	0.2714%	86歳	10.9048%	5.8524%
27歳	0.0610%	0.0290%	57歳	0.4932%	0.2864%	87歳	12.2286%	6.7023%
28歳	0.0610%	0.0310%	58歳	0.5395%	0.3055%	88歳	13.6901%	7.6574%
29歳	0.0620%	0.0330%	59歳	0.5907%	0.3275%	89歳	15.3015%	8.7301%

※死亡保険金を最低保証するために必要な費用の計算に用いる被保険者の年齢は、年単位の契約応当日の年齢をその保険年度内適用します。



この保険にはつぎのようなリスクがあります

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動（増減）する変額保険（生命保険）です。特別勘定の資産運用は主に株式・債券などに投資をする投資信託を通じて行なわれ、それぞれの投資信託はつぎの指標（ベンチマーク）に連動、または上回る投資成果を目指します。

各指標（ベンチマーク）は、株価や債券価格などの変動の影響を受けるため、投資信託の基準価額および特別勘定の運用実績は各指標（ベンチマーク）に応じて変動します。そのため、つぎの金額について払込保険料累計額を下回ることがあります。

- 死亡保険金最低保証特約を付加しない場合、災害死亡保険金額または死亡保険金額は、特別勘定の運用実績により、**払込保険料累計額を下回る可能性があります。**
- 満期保険金額は、特別勘定の運用実績により、**払込保険料累計額を下回る可能性があります。**
- 解約払戻金額は、特別勘定の運用実績および解約控除額の適用により、**払込保険料累計額を下回る可能性があります。**

※お客さまがスイッチングを行なった際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

特別勘定	主な投資対象となる投資信託の指標（ベンチマークなど）
安定バランス型	設定していません。
安定成長バランス型	設定していません。
成長バランス型	設定していません。
日本株式型	日経平均トータルリターン・インデックス（日経225（配当込み））
世界株式型	MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジなし・円ベース）
米国株式型	NASDAQ100指数（税引後配当込み、円換算ベース）
ESG日本株式型	MSCI日本株女性活躍指数（配当込み）
ESG世界株式型	MSCI ACWI ESG Leaders指数（税引後配当込み、円ベース）

7 この保険は生命保険であり、預金や投資信託ではありません （募集代理店が銀行等の金融機関の場合、ご確認ください）

この保険は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合、契約者にとって不利益になる場合があります

現在T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につぎの点について、契約者にとって不利益となることがあります。

- 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかの場合があります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
- 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す（復旧）取扱に制限を受けることがあります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。

※保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご確認ください。

9 特別勘定について

特別勘定グループ・特別勘定の種類および特別勘定資産の評価方法について、くわしくはP.30「[契約概要](#)」[9](#)「[特別勘定グループおよび特別勘定の種類などについて](#)」P.32「[契約概要](#)」[10](#)「[特別勘定資産の評価方法について](#)」をご覧ください。

10 この保険にはつぎのようなリスクがあります

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動（増減）する変額保険（生命保険）です。
- 特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格などにより変動します。
- 死亡保険金最低保証特約を付加していない場合、災害死亡保険金額または死亡保険金額は、特別勘定の運用実績により、**払込保険料累計額を下回る可能性があります。**
- 満期保険金額は、特別勘定の運用実績により、**払込保険料累計額を下回る可能性があります。**
- 解約払戻金額は、特別勘定の運用実績および解約控除額の適用により、**払込保険料累計額を下回る可能性があります。**
- 特別勘定の投資リスク（価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなど）は契約者に帰属します。
- 特別勘定による資産運用の結果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者（募集代理店の担当者など）が契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。

11 解約払戻金のお支払いなどのお手続きを延期・停止することがあります

- 特別勘定資産の運用に大きな影響を及ぼす解約払戻金のお支払いや積立金の移転については、お手続きを延期することがあります。
- 戦争その他の変乱などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができない場合は、解約払戻金のお支払いなどのお手続きを延期・停止することがあります。**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

12 借入を前提としたお申込はお取り扱いしていません

保険料を借入金で調達した場合は、特別勘定の運用実績によっては、解約払戻金額等が借入金および借入金にかかる利子の合計額を下回り、借入金等の返済が困難になることがあります。したがって、お払込保険料に充当するための借入を前提としたお申込はお取り扱いしていません。

13 税金のお取扱について

■払込保険料

お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

■災害死亡保険金・死亡保険金

契約例			課税のお取扱
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者	子	贈与税

※契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）」まで非課税となります。

■解約払戻金

解約払戻金と払込保険料残額^{*1}との差額（解約差益）が、所得税（一時所得）および住民税、または源泉分離課税^{*2}の対象となります。

*1 払込保険料残額とは一時払保険料から、必要経費の合計額を差し引いた金額（負の場合はゼロ）のことをいいます。

*2 契約日から5年以内に解約された場合、一律20.315%（国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の源泉分離課税が行なわれます。

■満期保険金

契約例		課税のお取扱
契約者	満期保険金受取人	
本人	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者・子	贈与税

■年金（介護認知症年金支払移行特約、年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約を付加した場合）

年金は所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。

※これらの特約を付加した場合の死亡一時金は相続税法第12条が適用されません。

※指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。

くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また、税制については2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

14 苦情・相談窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客さまサービスセンター

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

 **0120-302-572**

■この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※お問合せ先については、（一社）生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターまでご照会ください。

15 保険金等のお支払について

■お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払を行ないますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにT&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンター（TEL:0120-302-572）にご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・T&Dフィナンシャル生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

■保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

16 規則的増額保険料の減額・払込中断等を活用する際の留意点

■規則的増額保険料の減額や払込中断を行なうと、積立金の不足によりご契約が維持できなくなる可能性がある点にご注意ください。

■長期間の払込中断は、積立金額が不足する可能性が高まりますのでご注意ください。

■規則的増額保険料は、積み立てを長期間継続することを前提に、無理のない金額で設定いただきますようお願いいたします。

・この保険の保険関係費用は、規則的増額保険料が保険期間満了まで毎月払い込まれることを前提に計算されています。規則的増額保険料の減額や払込中断をした場合でも、積立金額から差し引かれる保険関係費用の額は減りません。
・そのため、規則的増額保険料の減額・払込中断後も一定の費用が継続して差し引かれることにより、積立金額が保険関係費用を下回り、基本保険金額（払込保険料累計額）が所定の金額以上となるように増額されなかった場合、ご契約は解約されたものとして消滅となります。
・積立金額が増えていない段階での規則的増額保険料の減額・払込中断には特に注意が必要です。

? この保険をよりご理解いただくための用語解説

特別勘定

この保険の資産を管理・運用するための専用の勘定をいいます。この保険では、複数の特別勘定が用意されており、それぞれ投資信託が主要な投資対象先となっています。これらの特別勘定での運用実績やリスクは契約者に帰属します（主なリスクについては下記をご覧ください）。

積立金

特別勘定で管理・運用されている資産のうち個々のご契約に係る部分をいいます。積立金額は、特別勘定の運用実績により毎日変動（増減）します。解約払戻金額は、解約請求を会社が受け付けた日の「積立金額」から「解約控除額」を差し引いた金額となります。

ベンチマーク

投資信託の運用を行なうにあたって、運用成果の目標の基準となる指標をいいます。ベンチマークは投資信託の投資対象により異なるものが採用され、一般的に日本株の運用においては、日経平均株価（日経225）やTOPIXなどがよく用いられます。また、ベンチマークを設定しない投資信託もあります。なお、各投資信託において、ベンチマークが同一の場合でも、運用手法の相違などにより運用実績は異なることがあります。運用手法としては、ベンチマークとの連動を目指す運用手法や、ベンチマークを上回る成果を目指す運用手法などがあります。

投資リスクについて

・価格変動リスク

株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

・金利変動リスク

金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

・為替変動リスク

外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

・信用リスク

株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

